

<p>○独立行政法人農業者年金基金法 (平成十四年法律第二百二十七号)</p>	<p>第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、独立行政法人農業者年金基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 (名称) 第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業者年金基金とする。 (基金の目的) 第三条 独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。 (中期目標管理法) 第三条の二 基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。 (事務所) 第四条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。 第二章 役員及び職員 (役員) 第五条 基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。 2 基金に、役員として、理事二人以内を置くことができる。 (理事の職務及び権限等) 第六条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない</p>
<p>○独立行政法人農業者年金基金法施行令 (平成十五年政令第三百四十三号)</p>	
<p>○独立行政法人農業者年金基金法施行規則 (平成十五年農林水産省令第九十五号)</p>	

い。

第七条 (理事の任期)
理事の任期は、二年とする。

第七条の二 (役員及び職員の秘密保持義務)
基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第八条 (役員及び職員の地位)
基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第一節 通則

第九条 (業務の範囲)
基金は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第二節の規定により、農業者年金事業を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十条 (業務の委託)
基金は、次の各号に掲げる者に対し、その業務(農業者年金の被保険者の資格に関する決定及び農業者年金事業の給付に関する決定を除く。)の一部を委託することができる。

一 市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(第五十九条において「指定都市」という。)にあつては、区又は総合区とする。第五十五条第四項から第六項までにおいて同じ。)

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合

三 前二号に掲げる者のほか、農林水産大臣の指定する者

2 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第二節 農業者年金事業

第一款 被保険者

第八十五条 (市町村への業務の委託)
基金は、法第十条第一項の規定により市町村に対しその業務の一部を委託する場合には、原則として農業委員会に当該業務を行わせるべき旨の条件を付してしなければならない。

第一章 被保険者

(被保険者の資格)

第十一号 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の被保険者(六十五歳未満の者に限り、同法第七九条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第七九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。)であつて農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

(資格取得の時期)

第十二条 前条の規定による申出をして農業者年金の被保険者となる者は、その申出をした日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。

(被保険者の資格取得の申出)

第一条 独立行政法人農業者年金基金法(以下「法」という。)第十一条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)に提出してしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第十四条に規定する基礎年金番号(以下「基礎年金番号」という。)及び国民年金の被保険者の種別(六十歳以上の者にあつては、基礎年金番号)

三 農業者年金の被保険者(平成十四年一月一日以後に法附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。以下「旧農業者年金法」という。))による被保険者となつた者を含む。以下同じ。)であつた者又は平成十四年一月一日前に旧農業者年金基金法による被保険者であつたことがある者にあつては、農業者年金被保険者証の記号番号

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 農業に従事する者であることを明らかにすることができる書類

二 農業者年金の被保険者であつたことがあり、かつ、農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証

三 六十歳以上の者にあつては、国民年金法附則第五条第一項の規定により厚生労働大臣に申し出したことを証する書類

(農業者年金被保険者証の交付)

第二条 基金は、前条第一項に規定する申出を受理したときは、当該申出者について農業者年金被保険者証を作成し、これを当該申出者に交付しなければならない。ただし、これを当該申出書に添えて農業者年金被保険者証が提出されているときは、この限りでない。

(農業者年金被保険者証の再交付の申請)

第八条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者は、農業者年金被保険者証が滅失し、又は汚損したときは、遅滞なく、農業者年金被保険者証の再交付を基金に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出してしなければならない。この

第十三条 (資格の喪失)
農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれ

場合において、申請者が汚損した農業者年金被保険者証を所持しているときは、これを当該申請書に添えなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 農業者年金被保険者証の記号番号

3 農業者年金の被保険者又は被保険者であった者は、第一項の規定による申請をした後、滅失した農業者年金被保険者証を発見したときは、遅滞なく、これを基金に返納しなければならない。

(農業者年金被保険者証の再交付)

第九条 基金は、前条第一項の規定による申請を受理したときは、新たに農業者年金被保険者証を作成し、これを当該申請者に交付しなければならない。

(届出書等の氏名の記載等)

第十条 この章の規定によって提出する届出書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該届出書、届出書又は申請書には、届出者、届出者又は申請者の氏名、住所及び届出、届出又は申請の年月日を記載しなければならない。

(農業者年金被保険者証の返付)

第十一条 基金は、第一条及び第三条から第七条までの規定によって届出書又は届出書に添えて農業者年金被保険者証が提出されたときは、当該農業者年金被保険者証の所定欄に所要の事項を記載し、これを当該届出者又は届出者に返付しなければならない。

(農業者年金の被保険者に関する記録)

第十二条 基金は、農業者年金の被保険者ごとに、その氏名、性別、生年月日、住所、農業者年金被保険者証の記号番号、農業者年金の被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、短期被用者年金期間(法第四十五条第三項第三号の短期被用者年金期間をいう。以下同じ。)、農林漁業団体役員期間(同項第四号の農林漁業団体役員期間をいう。以下同じ。)、農業法人構成員期間(同項第五号の農業法人構成員期間をいう。以下同じ。)、特定被用者年金期間(同項第六号の特定被用者年金期間をいう。以下同じ。)、国民年金保険料免除期間(同項第七号の国民年金保険料免除期間をいう。)、保険料の納付状況等農業者年金の被保険者に関する所要の事項を記録しておかなければならない。

かに該当するに至った日（第一号又は第六号に該当するに至ったときはその翌日、第四号に該当するに至ったときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。ただし、国民年金法第九条第一号に該当するに至ったことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したときを除く。

三 国民年金法第七条第一項第二号又は第三号に該当するに至ったとき。

四 国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

五 六十五歳に達したとき。

六 農業に従事する者でなくなつたとき。

（任意脱退）

第十四条 農業者年金の被保険者は、いつでも、基金に申し出て、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。

2 前項の規定による申出をした者は、その申出をした日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

（被保険者期間の計算）

第十五条 農業者年金の被保険者期間（以下単に「被保険者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、農業者年金の被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 農業者年金の被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として被保険者期間に算入する。ただし、その月に更に農業者年金の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 農業者年金の被保険者の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

（資格喪失の届出）

第三条 法第十三条第二号（国民年金法第九条第三号に該当するに至ったことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したときを除く。以下この条において同じ。）から第四号まで又は第六号のいずれかに該当したことを事由として法第十三条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失した者がする法第十六条の規定による資格の喪失の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に農業者年金被保険者証を添え、法第十三条第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至つた日から十四日以内に、これを基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 農業者年金の被保険者の資格の喪失の年月日及びその事由

三 農業者年金被保険者証の記号番号
（資格喪失の届出）

第四条 法第十四条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 農業者年金被保険者証の記号番号

(届出)

第十六条 農業者年金の被保険者は、農林水産省令で定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に關する事項を基金に届け出なければならぬ。

(国民年金法第八十七条の二の特例)

第十七条 農業者年金の被保険者のうち国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付することができる者は、すべて、農業者年金の被保険者となつた時に、同項の規定による保険料を納付する者となる。

2 前項の規定により国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となつた者については、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第二款 給付

第一目 通則

(給付の種類)

第十八条 農業者年金事業の給付(以下単に「給付」という。)は、次のとおりとする。

- 一 農業者老齡年金
- 二 特例付加年金
- 三 死亡一時金

(年金給付及び死亡一時金の額の基準)

第十九条 年金である給付(以下「年金給付」という。)及び死亡一時金の額は、被保険者期間の各月の保険料及び第四十八条の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の額の総額に照らし、農林水産省令で定めるところにより、将来にわたつて、財政の均

(氏名変更の届出)

第五条 法第十六条の規定による農業者年金の被保険者の氏名の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に農業者年金被保険者証を添え、その氏名の変更があつた日から十四日以内に、これを基金に提出してしなければならない。

- 一 変更前及び変更後の氏名
- 二 生年月日及び住所
- 三 農業者年金被保険者証の記号番号

(住所変更の届出)

第六条 法第十六条の規定による農業者年金の被保険者の住所の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に農業者年金被保険者証を添え、その住所の変更があつた日から十四日以内に、これを基金に提出してしなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 変更前及び変更後の住所
- 三 農業者年金被保険者証の記号番号

第二章 給付

(年金給付及び死亡一時金の額の基準)

第十三条 法第十九条の規定による年金給付及び死亡一時金の額は、農業者年金の被保険者期間の各月の保険料及び法第四十八条の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の総額に照らし、かつ、独立行政法人農業者年金基金法施行令(以下「令」という。)第

衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。

(裁定)
第二十条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

二条第一項第二号の予定利率及び予定死亡率並びに令第六条に規定する年齢を勘案して、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならぬ。

(農業者老齢年金の裁定の請求)

第十四条 法第二十条の規定による農業者老齢年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所
二 農業者年金被保険者証の記号番号（特例付加年金に係る受給権者にあつては、農業者年金証書の記号番号）

三 農業者老齢年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する金融機関

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第二十八条第一項の規定により農業者老齢年金の支給の請求を行う旨又は法附則第二条第一項の規定により農業者老齢年金の支給繰上げの請求を行う旨を記載した書類

二 特例付加年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険者証

(特例付加年金の裁定の請求)

第十五条 法第二十条の規定による特例付加年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 農業者年金被保険者証の記号番号（農業者老齢年金に係る受給権者にあつては、農業者年金証書の記号番号）

三 特例付加年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する金融機関

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第三十一条第一項の規定により特例付加年金の支給の請求を行う旨又は法附則第三条第一項の規定により特例付加年金の支給繰上げの請求を行う旨を記載した書類

二 農業者老齢年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険者証

(死亡一時金の裁定の請求)

第十六条 法第二十条の規定による死亡一時金について

の裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。

一 請求者の氏名、住所及び請求者と死亡した者との身分関係

二 死亡した者の氏名、性別、生年月日及び死亡した年月日

三 死亡した者の農業者年金被保険者証の記号番号（死亡した者が次号に規定する者である場合を除く。）

四 死亡した者が年金給付の支給を受けた者である場合にあつては、その者の農業者年金証書の記号番号

五 請求者以外に法第三十六条第一項に規定する者に該当する者がある場合にあつては、その者の氏名及び住所並びにその者と死亡した者との身分関係

六 死亡一時金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する金融機関

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した者の農業者年金被保険者証（死亡した者が次号に規定する者である場合を除く。）

二 死亡した者が年金給付の支給を受けた者である場合にあつては、その者の農業者年金証書

三 死亡した者の死亡の当時における請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる書類

四 死亡した者の死亡の当時請求者が死亡した者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類

五 死亡した者の死亡した年月日を明らかにすることができる書類

（農業者年金証書の交付）

第十七条 基金は、法第二十条の規定により年金給付に係る受給権を裁定したとき又は法第二十八条の二の規定により農業者老齢年金の給付に係る受給権を裁定し支給しようとするときは、次に掲げる事項を記載した農業者年金証書を作成し、これを受給権者に交付しなければならない。

一 年金の種類及び農業者年金証書の記号番号

二 受給権者の氏名及び生年月日

三 受給権を取得した年月

（給付に関する処分の通知）

第五十条 基金は、法第二十条の規定による受給権の裁定、法第二十八条の二の規定による農業者老齢年金の

(年金の支給期間)

第二十一条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

(未支給給付)

第二十二条 年金給付に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付の支給を請求することができる。

2 未支給の年金給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

3 未支給の年金給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(未支給の年金給付を受けるべき者の順位)

第一条 独立行政法人農業者年金基金法(以下「法」という。)第二十二条第二項に規定する未支給の年金給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

給付に係る受給権の裁定その他給付に関する処分を行ったときは、その内容を文書で受給権者又は請求者に通知しなければならない。

2 基金は、前項の規定による通知をする場合において、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十八条第二項又は第二十条の規定によつて請求書又は届出書に添えて農業者年金被保険者証又は農業者年金証書が提出されているときは、これを前項の通知書に添え、当該請求者又は届出者に返付しなければならない。

(未支給給付の支給の請求)

第十八条 法第二十二条第一項の規定による未支給の年金給付の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。

一 請求者の氏名、住所及び請求者と死亡した受給権者との身分関係

二 死亡した受給権者の氏名、生年月日及び死亡した年月日

三 死亡した受給権者が受けるべきであつた給付の種類

四 死亡した受給権者の農業者年金証書の記号番号

五 請求者以外に法第二十二条第一項に規定する者に該当する者がある場合にあつては、その者の氏名及び住所並びにその者と死亡した受給権者との身分関係

六 年金給付の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する金融機関

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した受給権者の農業者年金証書

二 死亡した受給権者の死亡の当時における請求者と死亡した受給権者との身分関係を明らかにすることができる書類

(年金の支払の調整)

第二十三条 特例付加年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として特例付加年金の支払が行われたときは、その支払われた特例付加年金は、その後支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

第二十四条 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(不正利得の徴収)

第二十五条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、基金は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第二十六条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金給付に係る受給権については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第二十七条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、年金給付については、この限りでない。

第二目 農業者老齢年金
(支給要件)

第二十八条 保険料納付済期間(納付された保険料(第五十五条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)を有する六十五歳以上の者は、基金に農

三 死亡した受給権者の死亡の当時請求者が死亡した受給権者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類
四 死亡した受給権者の死亡した年月日を明らかにすることができる書類

(年金給付の過誤払による返還金債権への充当)

第十九条 法第二十四条の規定による年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充当は、年金給付の受給権者の死亡を支給事由とする死亡一時金の受給権者が、当該年金給付の受給権者の死亡に伴う当該年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者である場合に行うことができる。

業者老齡年金の支給の請求をすることができる。
2 前項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に農業者老齡年金を支給する。

(七十五歳到達時の支給)

第二十八条の二 保険料納付済期間を有する者が前条の規定により農業者老齡年金の支給の請求をすることなく七十五歳に達したときは、基金は、その者に農業者老齡年金を支給する。

(年金額)

第二十九条 農業者老齡年金の額は、納付された保険料及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

(失権)

第三十条 農業者老齡年金に係る受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三目 特例付加年金
(支給要件)

(農業者老齡年金の額の算定方法)

第二条 法第二十九条の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

- 一 納付された保険料（法第五十五条の規定により徴収された保険料を含む。第八条第二項第二号において「納付保険料」という。）及びその者が農業者老齡年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日までの当該保険料の運用収入の額の総額
- 二 予定利率、予定死亡率及び第六条に規定する年齢を勘案して、将来にわたつて、農業者老齡年金及び死亡一時金に関する事業に係る財政の均衡を保つことができるように農林水産大臣が定める数
- 2 前項第二号の予定利率は市場金利の動向その他の事情を勘案して、同号の予定死亡率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、農林水産大臣が定める。

(七十五歳到達時の支給を受ける者の届出)

第二十条 法第二十八条の二の規定により農業者老齡年金の支給を受ける者は、七十五歳に達したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に、特例付加年金に係る受給権者以外の者にあつては農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 農業者年金被保険者証の記号番号（特例付加年金に係る受給権者にあつては、農業者年金証書の記号番号）
- 三 農業者老齡年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する金融機関

第三十一条 特例保険料納付済期間（納付された保険料

のうち第四十五条第一項又は第二項の規定によりその額が決定され、又は変更されたもの（第四十八条第一項において「特例保険料」という。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する者であつて次の各号のいずれにも該当するものは、基金に特例付加年金の支給の請求をすることができ。ただし、その者が第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの（同項の規定による申出をしなかつた者に限る。）であるときは、この限りでない。

一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等（保険料納付済期間と第四十五条第三項第三号から第七号までに掲げる期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が二十年以上であること。

二 農業を営む者でないもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）をいう。以下同じ。）の全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）であること。

第三

（農業を営む者でなくなつた者）
第三条 法第三十一条第一項第二号の政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 その者が農業を営む者でなくなる日として農林水産省令で定める日の一月前の日（以下この条において「基準日」という。）において農地等（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号及び第五号第二号ニにおいて同じ。）の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農業用施設であつて農林水産省令で定めるもの（以下この条及び同号において「特定農業用施設」という。）につき所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）に基づいて農業を営む者（以下この条において「特定農業者」という。）である場合、次のいずれかに該当する者

第二

（農業を営む者でなくなる日）
第二十一条 令第三条第一項第一号（令附則第二条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農業を営む者でなくなる日として農林水産省令で定める日は、その者が次の各号のいずれにも該当することとなる日とする。

一 農地等（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び特定農業用施設（次条に規定する農業用施設をいう。以下同じ。）をその農業に供することができる権原を有していないこと。

二 畜舎、蚕室、温室その他これらに類する農畜産物の生産の用に供する施設であつて特定農業用施設でないもの（以下「一般農業生産施設」という。）をその農業に供することができ、権原を有しないこと、又は一般農業生産施設をその農業に供していないこと。

三 令第十五条各号（令第十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる要件を満たす取決めに従つて農業を営む者でないこと。

2
令第三条第一項第一号に掲げる者についての前項第一号の規定の適用については、同号中「及び」とあ

るのは、「のうち第二十五条に規定する面積の農地等を除く残余及び」とする。

(特定農業用施設)

第二十二條 令第三条第一項第一号の農林水産省令で定める農業用施設は、畜舎又は温室であつて残存耐用年数(減価償却資産の耐用年数等)に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一に掲げるところによるその耐用年数から経過年数を控除した年数を行う。)が十年以上であるものとする。

イ 基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその農業に供していた農地等又は特定農業用施設(その者が基準日後一月間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等若しくは特定農業用施設の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等又は特定農業用施設を含む。以下この条において「処分対象農地等」という。)の全てについて、次に掲げる者に対し、次項に規定するところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該農業を営む者でなくなった者

- (1) 農業を営む六十歳未満の者(特定農業者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第十五条において同じ。))並びに直系卑属及びその配偶者を除く。)、新たに農業を営もうとする者であつて六十歳未満であることその他農林水産省令で定める要件に該当するもの(特定農業者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。))又は農業を営む法人その他農林水産省令で定める法人
- (2) 特定農業者の直系卑属である一人の者又はその配偶者のうち、六十歳未満であることその他農林水産省令で定める要件に該当するもの

るのは、「のうち第二十五条に規定する面積の農地等を除く残余及び」とする。

(特定農業用施設)

第二十二條 令第三条第一項第一号の農林水産省令で定める農業用施設は、畜舎又は温室であつて残存耐用年数(減価償却資産の耐用年数等)に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一に掲げるところによるその耐用年数から経過年数を控除した年数を行う。)が十年以上であるものとする。

(処分対象農地等)についての所有権の移転等を受ける者の要件)

第二十三條 令第三条第一項第一号イ(1)及び(2)(令附則第二条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める要件は、その者が処分対象農地等(令第三条第一項第一号イに規定する処分対象農地等)をいう。以下同じ。)についての所有権若しくは使用収益権を取得する日において農業に従事していた期間が三年以上あること又は同日まで引き続き一年以上農業に従事していたこととする。

(処分対象農地等)についての所有権の移転等を受ける法人の範囲)

第二十四條 令第三条第一項第一号イ(1)(令附則第二条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。))
- 二 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の十第一項第二号の事業を行うものを除く。))

ロ 処分対象農地等のうち特定農業者の日常生活に必要な最小限度の面積として農林水産省令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余の全てについて、イ(1)に掲げる者に対し、次項に規定するところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該農業を営む者でなくなった者

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産省令で定めるところにより、前号の農林水産省令で定める日以後は当該農業を営まないことを明らかにすることにより、当該農業を営む者でなくなった者

三 地方公共団体

四 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第二条第二項第三号に規定する法人

(日常生活に必要な最小限度の面積)

第二十五条 令第三条第一項第一号ロ(令附則第二条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める面積は、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積とする。

一 処分対象農地等(農地等に限る。)の面積の三分の一に相当する面積

二 十アール(北海道の区域(昭和四十五年一月一日における函館市、小樽市並びに渡島支庁、檜山支庁及び後志支庁の管内の区域を除く。以下同じ。))内に住所を有する者については、二十アール)

(農業を営まないことを明らかにする方法)

第二十六条 令第三条第一項第二号(令附則第二条において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当する者は、その者の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより当該農業を営まないことを明らかにして、当該農業を営む者でなくなるものでなければならぬ。

一 基準日(令第三条第一項第一号に規定する基準日をいう。以下同じ。)において一般農業生産施設につき所有権又は使用収益権に基づいて農業を営む者 当該一般農業生産施設をその農業に供することができる権原を失うこと、当該一般農業生産施設を一般農業生産施設以外のものにするその他の当該一般農業生産施設をその農業に供することをやめること。

二 前号に掲げる者以外の者 令第十五条各号に掲げる要件を満たす取決めに従って農業を営む者でなくなるること。

(農業を営む者でなくなったことの届出)

第二十七条 農業者年金の被保険者又は被保険者であった者であつて法第三十一条第一項に規定する特例保険料納付済期間を有するもの(特例付加年金に係る受給権者を除く。)は、農業を営む者でなくなったときは、遅滞なく、その者の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した届出書を基金に対し提出しなければならない。

一 特定農業者(令第三条第一項第一号に規定する特定農業者をいう。次項第一号において同じ。) 次

に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 農業者老齢年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者老齢年金被保険者証の記号番号

ハ 農業者老齢年金に係る受給権者にあつては、農業者年金証書の記号番号

ニ その営む農業についての第二十一条第一項に規定する日に該当する年月日

ホ 基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその営む農業に供していた農地等又は特定農業用施設の所在地及び面積並びに当該農地等又は特定農業用施設につき有していた権利の種類

ヘ 基準日後一月間に農地等若しくは特定農業用施設について所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等若しくは特定農業用施設の返還を受けた場合にあつては、その取得又は返還に係る農地等又は特定農業用施設の所在地及び面積並びに当該農地等又は特定農業用施設につき有していた権利の種類

ト 基準日後一月内にした処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定若しくは消滅の内容及びにその相手方（使用収益権の消滅の場合にあつては、当該使用収益権の消滅に係る農地等又は特定農業用施設の返還の相手方）の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

チ 処分対象農地等のうちに基準日後一月内に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によつて収用されたもの若しくは第三十一条各号に掲げるものがあり、又は処分対象農地等の全てがこれらの農地等若しくは特定農業用施設である場合にあつては、当該農地等又は特定農業用施設の所在地及び面積並びに当該農地等若しくは特定農業用施設の所有権若しくは使用収益権を取得した者又は当該農地等若しくは特定農業用施設につき換地処分若しくは交換分合をした者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 前条第一号に掲げる者 次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所

- ロ 農業者老齢年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者老齢年金被保険者証の記号番号
- ハ 農業者老齢年金に係る受給権者にあつては、農業者年金証書の記号番号
- ニ その営む農業についての第二十一条第一項に規定する日に該当する年月日
- ホ 基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその営む農業に供していた一般農業生産施設の所在地及び面積並びに当該一般農業生産施設につき有していた権利の種類
- ヘ 当該一般農業生産施設について講じた第二十六条第一号に掲げる措置の概要
- 三 前条第二号に掲げる事項
- イ 氏名、生年月日及び住所
- ロ 農業者老齢年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険者証の記号番号
- ハ 農業者老齢年金に係る受給権者にあつては、農業者年金証書の記号番号
- ニ その営む農業についての第二十一条第一項に規定する日に該当する年月日
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。
- 一 特定農業者 次に掲げる書類
- イ その者が基準日後一月内にした処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が令第三条第一項第一号イ(1)又は(2)に掲げる者に該当する旨を明らかにすることができる書類
- ロ 処分対象農地等のうちに第三十一条第二号に掲げる農地等又は特定農業用施設(土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)があり、かつ、基準日後一月内にその告示に係る事業に供するためその所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定した農地等又は特定農業用施設を除く。以下この号において同じ。)があり、又は処分対象農地等の全てが第三十一条第二号に掲げる農地等又は特定農業用施設である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

2 処分対象農地等に係る前項第一号イ及びロに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 農地等を農地等以外のものに、又は特定農業用施設を特定農業用施設以外のものにするためのものではないこと。

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第三項に規定する信託（信託財産の売渡しのみを目的とするものを除く。）の引受けによる所有権の移転にあつては、その信託に係る信託契約の期間として十年以上の期間が定められているものであること。

三 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として十年以上の期間が定められているものであること。

3

処分対象農地等のうちに使用収益権に基づいてその農業に供しているもの（以下この項及び次項において「小作地等」という。）があり、又は処分対象農地等の全てが小作地等である場合において、特定農業者が、基準日後一月内に、その小作地等の全部又は一部（処分対象農地等の全てが小作地等である場合にあつては、その一部）について、農林水産省令で定めるところにより、その有する使用収益権を消滅させ、かつ、その他の処分対象農地等について次の各号のいずれかにより所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、その区分に応じ、その使用収益権を消滅させた小作地等についても、第一項第一号イ又はロに該当する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定があつたものとみなす。

一 当該その他の処分対象農地等の全てについて、第一項第一号イの規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。

二 当該その他の処分対象農地等のうち第一項第一号ロの農林水産省令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余の全てについて、同号ロの規定の例に

二 前条第一号に掲げる者 前項第二号へに掲げる事項を明らかにすることができる書類

三 前条第二号に掲げる者 同号に定める要件に該当することを明らかにすることができる書類（農業を営む者となつたことの届出）

第二十八条

前条の規定による届出をした者（特例付加年金に係る受給権者を除く。）は、農業を営む者となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 農業者老齢年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者老齢年金に係る受給権者の記号番号

三 農業者老齢年金に係る受給権者にあつては、農業者年金証書の記号番号

四 農業を営む者となつた年月日

第二十九条

（農地等の返還の相手方等）

第四項（令附則第二条において準用する場合を含む。）の規定による使用収益権の消滅は、その使用収益権を消滅させることによりその農地等又は特定農業用施設が次に掲げる者に返還されることとなるものではない。

一 農地等又は特定農業用施設につき使用収益権を消滅させようとする者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）以外の者

二 農地等又は特定農業用施設をその者の配偶者に返還しようとする者がその旨を基金に届け出ている場合における当該配偶者

第三十条

前条第二号の規定による届出は、当該農地等又は特定農業用施設につき使用収益権を消滅させようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出してしなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 使用収益権を消滅させようとする農地等又は特定農業用施設の所在地及び面積並びに配偶者の氏名、生年月日及び住所

より、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。

4 処分対象農地等の全てが小作地等である場合において、特定農業者が基準日後一月内に処分対象農地等の全てについて、農林水産省令で定めるところにより、その有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、第一項第一号イに該当する使用収益権の移転があつたものとみなし、特定農業者が基準日後一月内に処分対象農地等のうち同号口の農林水産省令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余の全てについて、農林水産省令で定めるところにより、その有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、同号口に該当する使用収益権の移転があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、処分対象農地等のうちに基準日後一月内に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によって収用されたものその他農林水産省令で定めるものがあり、又は処分対象農地等の全てがこれらのものである場合について準用する。

三 使用収益権を消滅させようとする理由
四 使用収益権を消滅させようとする年月日
五 農業者老齢年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者老齢年金被保険者証の記号番号
六 農業者老齢年金に係る受給権者にあつては、農業者年金証書の記号番号

（収用された農地等又は特定農業用施設に準ずる農地等又は特定農業用施設）
第三十一条 令第三条第五項（令附則第二条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める農地等

一 基準日後一月内に土地収用法その他の法律によって使用（使用収益権の収用又は使用を含む。次号において同じ。）をされた農地等又は特定農業用施設

二 その所有権若しくは使用収益権の譲渡又は使用収益権の設定を拒むときは土地収用法その他の法律によって収用又は使用をされることとなる場合において、基準日後一月内にその所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定した農地等又は特定農業用施設
三 基準日後一月内に土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）又は国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）による換地処分によりその所有権又は使用収益権を譲渡した農地等又は特定農業用施設

四 基準日後一月内に土地改良法、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）、市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）又は国立研究開発法人森林研究・整備機構法による交換分合によりその所有権又は使用収益権を譲渡した

2

六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年に満たない者が、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなり、その農業者年金の被保険者でなくなった日から六十歳に達する日の前日までの間引き続き同日に該当している者であり、かつ、六十歳に達する日の前日において同号に該当しなくなつたとすれば、第四十五条第三項第三号から第六号までに掲げる期間のいずれかの期間は、前項の特例付加年金の支給要件である同項第一号の保険料納付済期間等に算入する。

3 第一項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に特例付加年金を支給する。

(年金額)

第三十二条 特例付加年金の額は、第四十八条の規定による国庫補助の額のうちその者に係るもの及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

(準用規定)

第三十三条 第三十条の規定は、特例付加年金について準用する。

(支給停止)

第三十四条 特例付加年金は、受給権者が農業を営む者となつたとき、その他の政令で定める事由に該当するに至つたときは、その該当している期間、その支給を停止する。

農地等又は特定農業用施設

(特例付加年金の額の算定方法)

第四条 法第三十二条の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

- 一 法第四十八条の規定による国庫補助の額のうちその者に係るもの及びその者が特例付加年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日までの当該国庫補助の額の運用収入の額の総額
- 二 第二条第一項第二号の予定利率及び予定死亡率を勘案して、将来にわたつて、特例付加年金に関する事業に係る財政の均衡を保つことができるように農林水産大臣が定める数

(支給停止の事由)

第五条 法第三十四条の政令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 受給権者が農業を営む者となつたとき。
- 二 受給権者が、特例付加年金の支給を受けるためにする第三条第一項第一号イの規定による所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定において、同号イ(2)に掲げる者に対して農地等又は特定農業用施設の使用収益権を設定した者である場合に

(特例付加年金の支給停止事由該当の届出)

第三十九条 特例付加年金に係る受給権者は、令第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 特例付加年金の支給の停止の事由及びその事由が発生した年月日
- 三 農業者年金証書の番号

は、その者が次のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等又は特定農業用施設の一部又は一部の返還を受けた場合において、農林水産省令で定める期間の経過後においても、その返還に係る農地等又は特定農業用施設（土地収用法その他の法律による収用に係るものその他の農林水産省令で定めるものを除く。）の全部について第三条第一項第一号イ(1)又は(2)に掲げる者（ハにおいて「譲受適格者」という。）に対する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（同条第二項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）をしなかつたとき。

（特例付加年金の支給停止事由消滅の届出）
第四十条 特例付加年金に係る受給権者は、法第三十四条の規定により支給を停止されている特例付加年金につき支給の停止の事由が消滅したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 令第五条各号に該当しなくなった事由の詳細及びその事由が発生した年月日

三 農業者年金証書の記号番号

（特定処分対象農地等についての所有権の移転等をする期間）

第三十二条 令第五条第二号イの農林水産省令で定める期間は、令第三条第一項第一号イ(2)に掲げる者（以下「譲受後継者」という。）から特定処分対象農地等（受給権者が、特例付加年金の支給を受けるためにする同号イの規定による所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定において、譲受後継者に対して設定した使用収益権に係る農地等又は特定農業用施設をいう。以下同じ。）の返還を受けた日から起算して一年（特定処分対象農地等のうち山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域その他これらの地域に準ずる地域として農林水産大臣が指定する地域の区域内にあるもの）にあつては、二年。第三十八条において同じ。）とする。

（譲受適格者に対して所有権の移転等を行うことを要しない農地等又は特定農業用施設）

第三十三条 令第五条第二号イの農林水産省令で定める農地等又は特定農業用施設は、次のとおりとする。

一 特定処分対象農地等の返還を受けた日から起算して一年以内に次のイからカまでに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた農地等又は特定農業用施設

イ 土地収用法その他の法律によつて収用又は使用（使用収益権の収用又は使用を含む。ロ及びホにおいて同じ。）をされたこと。

ロ その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を拒むときは土地収用法その他の法

律によって収用又は使用をされることとなる場合において、その所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定したこと。

ハ 第三十一条第四号に規定する法律による交換分合によりその所有権又は使用収益権を譲渡したことに限る。

ニ 土地収用法第三条各号のいずれかに該当するものに關する事業に準ずるものとして農林水産大臣が定める事業に供するため、所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたこと（その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われなるときは、土地の適正かつ合理的な利用に支障を生ずると認められる場合に限る。）。

ホ その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を拒むときは土地収用法その他の法律によって収用又は使用をされることとなる他の土地（以下「事業対象地」という。）に代えて当該事業対象地の所有者又は使用収益権の設定を受けていた者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（当該事業対象地を収用し、又は使用をする者（第三十五条第六号において「起業者等」という。）があつせんをする場合に限る。）をしたこと。

ヘ 地方公共団体又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うものために必要な施設の敷地に供される土地とするため所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたこと。

ト 次に掲げる農業用施設の用に供するため譲受後継者又は地方公共団体その他の農林水産大臣が定める者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（その権利の存続期間として十年以上の期間が定められているものに限る。）をしたこと。

(1) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、加工、調製、貯蔵、出荷

- 又は販売の用に供する施設
- (2) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵、製造又は保管の用に供する施設
- (3) 家畜診療施設
- (4) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- (5) かんがい排水施設
- (6) 農業用道路
- (7) ため池、土留工その他の農地等又は農作物の災害を防止するため必要な施設
- チ 次に掲げる施設の用に供したこと又は次に掲げる施設の用に供するため譲受後継者若しくは地方公共団体その他のトの農林水産大臣が定める者に対して所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定（使用収益権が設定される場合にあっては、その権利の存続期間として十年以上の期間が定められているものであり、かつ、(2)に掲げる施設の用に供される場合）にあっては、特定処分対象農地等の面積の二割以内の面積（当該特定処分対象農地等がチの規定による所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係る返還が行われた後のものであるときは特定処分対象農地等の二割の面積から当該返還を受けて(2)に掲げる施設の用に供される土地とした特定処分対象農地等の合計面積を控除した面積）の農地等についてするものであるものに限る。）をしたこと。
- (1) 農業体験施設（当該施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）、市民農園整備促進法第二条第二項の市民農園又は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付け若しくは都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十条に規定する特定都市農地貸付けの用に供される農地（当該農地に附帯して設置される当該農地の管理又は運営上必要な施設を含む。）で、その周辺の地域の上

- 農業の振興に資するもの
- (2) 譲受後継者が自ら居住するために必要な住宅及び合併処理浄化槽その他の当該住宅に附帯して設置される生活上必要な施設
- (3) 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための公民館その他の集会施設、公園、広場、集落道、下水処理のための施設その他の公共の用に供する施設でその周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるもの
- リ 就業機会の増大に寄与する施設であつて産業の用に供するもの又は都市等との地域間交流を図るために設置される教養文化施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、休養施設若しくは宿泊施設（これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）で次に掲げる要件を満たすものの用に供するため所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたこと。
- (1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百二十二号）第五条第一項の実施計画、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第一項の基盤整備計画、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画に定められた同条第五号に掲げる事項を達成するために市町村が定める土地利用の調整に関する計画その他の地域の振興に関する地方公共団体の計画で当該施設の整備と相まって農地等との利用の調整を図るための措置が講じられているものに従い整備されるものであること。
- (2) その周辺の地域における農地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該地域における農業経営の規模の拡大及び農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるものであること。
- ヌ 次に掲げる事由のいずれかに該当することにより一時的に農業の目的以外の目的に供したこと又は当該目的に供する者に対して使用収益権の移転若しくは設定が行われたこと（当該返還を受けた

- 日から起算して三年以内に、当該返還を受けた特定処分対象農地等の全てについて、譲受後継者の営む農業に供される土地又は施設として、当該譲受後継者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をする場合に限る。)
- (1) ト(1)から(7)までに掲げる施設、チ(1)から(3)までに掲げる施設若しくはりに規定する施設又は二の農林水産大臣が定める事業のために欠くことができない通路、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所若しくは宿舍その他の施設の用に供されること。
- (2) 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条の規定による認可を受けた砂利採取業者により当該認可に係る採取計画(農地等の復元に関する計画が定められているものに限る。)に従って砂利の採取が行われること。
- (3) 試験研究、発掘調査その他特別の目的に供されること。
- ル 農作物の生産活動の調整又は土砂の崩壊の防備その他の国土の保全を目的として木竹の植栽をしたこと。
- ヲ 当該返還に係る特定処分対象農地等につき使用収益権を設定した受給権者が自ら居住するために必要な住宅(以下この号において「特定住宅」という。)の全部又は一部が次に掲げる事由のいづれかに該当することとなった場合において、当該事由に該当することとなった日から起算して一年以内に、当該特定住宅の用に供されていた土地に代えて特定住宅の用に供したこと。
- (1) 特定住宅の用に供されている土地の全部又は一部が土地収用法その他の法律によって収用又は使用(使用収益権の収用又は使用を含む。(2)において同じ。)をされたこと。
- (2) 特定住宅の用に供されている土地の全部又は一部について、その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を拒むときは土地収用法その他の法律によって収用又は使用をされることとなる場合において、その所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定したこと。
- (3) 特定住宅の用に供されている土地の全部又は

一部が二の農林水産大臣が定める事業に供される土地となったこと。

(4) 特定住宅又は当該特定住宅の用に供されている土地の全部又は一部が災害により被害を受けたことその他のやむを得ない事由により良好な居住環境を維持することが困難となったこと。

当該返還に係る特定処分対象農地等につき使用収益権を設定した受給権者の直系卑属（譲受後継者を除く。）が自ら居住するために必要な住宅の用に供される土地（以下「再処分対象住宅予定地」という。）とするため当該直系卑属に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたとき（再処分対象住宅予定地の面積が十アール（ワ）の規定による所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同号の規定による使用収益権の移転若しくは設定が行われた後のものであるときは、十アールから当該所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定により再処分対象住宅予定地とした特定処分対象農地等の合計面積を控除した面積。第三十五号第十三号において同じ。）以内である場合に限る。）。

カ その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が次の(1)又は(2)のいずれかに該当することについて、農林水産大臣が定めるところにより、基金の承認を受けた場合において、その所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定したこと。

(1) イからヌまでに掲げる所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に準ずるものであって、その周辺の地域における公共の福祉の増進に資するものであると認められること。

(2) 事故、災害その他の突発的に生じた事由により緊急に必要となった支出に充てるためのものであると認められること。

二 その返還に係る特定処分対象農地等（農地等に限り。）の全部又は一部について所有権を移転し、これに代えて譲受後継者以外の者から他の農地等（その面積がその返還に係る特定処分対象農地等の面積の八割を下らないものに限る。）の所有権を取得す

るとともに、当該他の農地等の全部について譲受適格者（令第五条第二号イに規定する譲受適格者をいう。以下同じ。）に対して次のイからハまでに掲げる要件に適合する所有権の移転又は使用収益権の設定をする場合における当該特定処分対象農地等の全部又は一部

イ その所有権の移転又は使用収益権の設定が、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等の全部について譲受後継者以外の者に対して所有権を移転する日以後にされるものであること。

ロ その所有権の移転又は使用収益権の設定が農地等を農地等以外のものとするためのものでないこと。

ハ 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として十年以上の期間が定められているものであること。

三 一団の農地等である特定処分対象農地等（以下この号において「一団の特定処分対象農地等」という。）の一部が次のイからニまでに掲げる農地等又は特定農業用施設となつた場合における当該一団の特定処分対象農地等のうち効率的に利用して農業を営むことが困難となつたと認められる部分（次のイからニまでに掲げる農地等又は特定農業用施設となつた日から起算して一年以内に、当該農業に供しなかつた場合に限る。）

イ 土地取用法その他の法律によつて収用又は使用（使用収益権の収用又は使用を含む。ロにおいて同じ。）をされた農地等又は特定農業用施設

ロ その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を拒むときは土地取用法その他の法律によつて収用又は使用をされることとなる場合において、その所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定した農地等又は特定農業用施設

ハ 第一号ニの農林水産大臣が定める事業に供されることとなつた農地等又は特定農業用施設（その用に供されないときは、土地の適正かつ合理的な利用に支障を生ずると認められる場合に限る。）

四 災害により農業を営むことが著しく困難となつた農地等又は特定農業用施設

イ 災害により農業を営むことが著しく困難となつた農地等又は特定農業用施設

五 次のイ及びロに掲げる要件に該当する農地等
イ 当該農地等について当該受給権者から次のいず
れかの申出がされていること。

(1) 農業委員会に対する当該農地等に係る所有権
若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設
定のあつせんを受けた旨の申出
(2) 農地中間管理機構に対する当該農地等に係る
所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収
益権の設定を行いたい旨の申出

ロ 当該農地等について、有害動植物の駆除、緑肥
作物の栽培及び農地等へのすき込みその他の農地
等の生産力を維持するための措置が講じられてい
ること。

(特定処分対象農地等の転用が特例付加年金の支給停
止の事由とならない場合)

第三十四条 令第五条第二号ロの農林水産省令で定める
場合は、次のとおりとする。

一 前条第一号イからイまでに掲げる事由に該当する
場合

二 前条第二号に掲げる特定処分対象農地等の全部若
しくは一部又は同条第三号若しくは第四号に掲げる
農地等若しくは特定農業用施設について、農地等を
農地等以外のものにし、若しくは特定農業用施設を
特定農業用施設以外のものにした場合又は農地等を
農地等以外のものにするため若しくは特定農業用施
設を特定農業用施設以外のものにするため、これら
の農地等若しくは特定農業用施設について所有権若
しくは使用収益権を移転し、若しくは使用収益権を
設定した場合
(特例付加年金の支給停止の事由とならない特定処分
対象農地等の使用収益権の移転等)

第三十五条 令第五条第二号ハの農林水産省令で定める
使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。

一 譲受適格者に対してする使用収益権の移転又は設
定(令第三条第二項各号に掲げる要件を満たすもの
に限る。)

二 土地収用法その他の法律による収用又は使用(使
用収益権の収用又は使用を含む。次号において同
じ。)に係る使用収益権の移転又は設定

三 その使用収益権の移転又は設定を拒むときは土地

ロ 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせて
いる農地等又は特定農業用施設の全部又は一部の
返還を受けた場合において、その返還に係る農地
等又は特定農業用施設の全部又は一部について、
農地等を農地等以外のものにし、若しくは特定農
業用施設を特定農業用施設以外のものにしたと
き、又は農地等を農地等以外のものにするため若
しくは特定農業用施設を特定農業用施設以外のも
のにするため、これらの農地等若しくは特定農業
用施設について所有権若しくは使用収益権を移転
し、若しくは使用収益権を設定したとき(土地収
用法その他の法律による収用に係る場合その他の
農林水産省令で定める場合を除く。)

ハ 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせて
いる農地等又は特定農業用施設の全部又は一部に
ついて使用収益権の移転又は設定(譲受適格者に
対してするもの(第三条第二項各号に掲げる要件
を満たすものに限る。)、土地収用法その他の法
律による収用に係るものその他の農林水産省令で
定めるものを除く。)があつたとき。

- 収用法その他の法律によつて収用又は使用をされることとなる場合における使用収益権の移転又は設定
- 四 第三十一条第四号に規定する法律による交換分に係る使用収益権の移転
- 五 第三十三条第一号ニの農林水産大臣が定める事業に供するためにする使用収益権の移転又は設定であつて、その使用収益権の移転又は設定が行われなるときは、土地の適正かつ合理的な利用に支障を生ずると認められるもの
- 六 事業対象地に代えて当該事業対象地の所有者又は使用収益権の設定を受けていた者に対してする使用収益権の移転又は設定（起業者等があつせんをする場合に限る。）
- 七 地方公共団体又は災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するためにする使用収益権の移転又は設定
- 八 第三十三条第一号ト(1)から(7)までに掲げる農業用施設の用に供するため地方公共団体その他の同号トの農林水産大臣が定める者に対してする使用収益権の移転又は設定（使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として十年以上の期間が定められているものに限る。）
- 九 第三十三条第一号チ(1)又は(3)に掲げる施設の用に供するため地方公共団体その他の同号トの農林水産大臣が定める者に対してする使用収益権の移転又は設定（使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として十年以上の期間が定められている場合に限る。）
- 十 第三十三条第一号リに規定する施設で同号リ(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものの用に供するためにする使用収益権の移転又は設定
- 十一 第三十三条第一号ヌ(1)から(3)までに掲げる事由のいずれかに該当することにより一時的に農業の目的以外の目的に供される土地とするため当該目的に供する者に対してする使用収益権の移転又は設定（当該移転又は設定の日から起算して三年以内に、当該移転又は設定をした特定処分対象農地等の全てについて、譲受後継者の営む農業に供される土地と

二 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部の返還を受けた場合において、その返還に係る農地の全部又は一部について農地法第三十二条第一項第一号に該当し、同項の規定による利用意向調査を受けたとき。

して、当該譲受後継者に対して返還され、又は所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定が行われる場合に限る。）
十二 農作物の生産活動の調整又は土砂の崩壊の防備その他の国土の保全を目的とする木竹の植栽をするためにする使用収益権の移転又は設定
十三 再処分対象住宅予定地とするため当該直系卑属に対してする使用収益権の移転又は設定（再処分対象住宅予定地の面積が十アール以内である場合に限る。）
十四 その使用収益権の移転又は設定が第三十三条第一号カ(1)又は(2)のいずれかに該当することについて、同号カの農林水産大臣が定めるところにより、基金の承認を受けた場合におけるその使用収益権の移転又は設定
十五 第三十三条第三号又は第四号に掲げる農地等又は特定農業用施設についてする使用収益権の移転又は設定

第三十六条 (特定処分対象農地等の返還等の届出)

特例付加年金に係る受給権者は、特定処分対象農地等の全部若しくは一部の返還を受けたとき又は特定処分対象農地等の全部若しくは一部について前条各号に掲げる使用収益権の移転若しくは設定があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
 - 二 返還を受けた特定処分対象農地等の所在地及び面積又は使用収益権の移転若しくは設定があつた特定処分対象農地等の所在地及び面積並びに使用収益権の移転若しくは設定の内容、その相手方の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 三 返還を受けた年月日及びその事由又は使用収益権の移転若しくは設定の年月日及びその事由
 - 四 農業者年金証書の記号番号
- 2 前項の届出書には、第三十三条第三号若しくは第四号に掲げる農地等若しくは特定農業用施設の返還を受けた場合又は前条各号に掲げる使用収益権の移転若しくは設定があつた場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類を添えなければならない。（特定処分対象農地等について所有権の移転等をした

場合の届出)

第三十七条

特定処分対象農地等の返還を受けた特例付加年金に係る受給権者は、その返還に係る特定処分対象農地等の全部又は一部について、次の各号のいずれかに該当した場合は、遅滞なく、その旨を基金に届け出なければならない。

一 譲受適格者に対する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定(令第三条第二項各号に掲げる要件を満たすものに限る。)をした場合

二 第三十四条各号のいずれかに該当した場合

三 第三十三条第二号に規定する所有権の移転又は使用収益権の設定をした場合

四 特定処分対象農地等の返還を受けた後にその返還に係る特定処分対象農地等の全部又は一部が第三十三条第三号又は第四号に掲げる農地等又は特定農業用施設に該当することとなった場合

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 返還を受けた特定処分対象農地等の所在地及び面積

三 返還を受けた年月日

四 前項第一号又は第二号に掲げる場合のいずれかに該当した場合にあつては、その返還に係る特定処分対象農地等についてした所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の内容、年月日並びにその相手方の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

五 前項第三号に掲げる場合に該当した場合にあつては、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等に代えて所有権を取得した他の農地等の所在地及び面積、当該他の農地等について所有権を取得した年月日並びにその相手方の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該他の農地等について譲受後継者に対してした所有権の移転又は使用収益権の設定の内容及び年月日

六 前項第四号に掲げる場合に該当した場合にあつては、第三十三条第三号又は第四号に該当することとなつた農地等又は特定農業用施設の所在地及び面積

七 農業者年金証書の記号番号

第四目 死亡一時金

(支給要件)

第三十五条 死亡一時金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であった者であつて、八十歳以下の政令で定める年齢に満たないものが死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位等)

第三十六条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 第二十二條第二項の規定は死亡一時金を受けなければならない者の順位について、同條第三項の規定は死亡一時金を受けなければならない遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。

(失踪宣告の場合の取扱い)

第三十七条 失蹤(失踪)の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る前條の規定の適用について

(死亡一時金の支給要件に係る被保険者等の年齢の上限)
第六條 法第三十五條の政令で定める年齢は、八十歳とする。

3 第一項の届出書には、同項各号に掲げる場合に該当することを明らかにできる書類を添えなければならない。
(特定処分対象農地等の返還後一定期間を経過した後の届出)

第三十八条

特定処分対象農地等の返還を受けた特例付加年金に係る受給権者は、その返還を受けた日から起算して一年を経過した後において、その返還に係る特定処分対象農地等の全部又は一部が第三十三條第五号に掲げる農地等に該当するときは、特定処分対象農地等の返還を受けた日から起算して一年を経過した後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 返還を受けた特定処分対象農地等の所在地及び面積

三 返還を受けた年月日

四 返還を受けた特定処分対象農地等のうち、第三十三條第五号に掲げる農地等に該当する農地等の所在地及び面積

五 農業者年金証書の記号番号

2 前項の届出書には、その農地等が第三十三條第五号に掲げる農地等に該当することを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

は、同条第一項中「死亡の当時」とあるのは、「行方不明となつた当時」とする。ただし、受給権者の身分關係に係る同条の規定の適用については、この限りでない。

(金額)

第三十八条 死亡一時金の額は、死亡した者に死亡した日の属する月の翌月から第三十五条の政令で定める年齢に達する日の属する月まで農業者老齢年金を支給することとすればその者に支給されることとなる農業者老齢年金の総額を基礎として、予定利率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

第五目 給付の制限

第三十九条 死亡一時金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させたその者の遺族には、支給しない。農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて死亡一時金に係る受給権者となるべき者を故意に死亡させた者で、当該農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者の遺族であるものについても、同様とする。

第四十条 年金給付は、受給権者が、正当な理由がなく、第六十一条第二項の規定による基金の求めに応じなかつたとき、又は同項の規定による基金の職員の質問に応じなかつたときは、その支給を停止することができる。

第四十一条 受給権者が、正当な理由がなく、第六十条第二項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、基金は、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

(死亡一時金の額の算定方法)

第七条 法第三十八条の政令で定めるところにより算定した額は、死亡した者にその死亡した日の属する月の翌月から前条に規定する年齢に達する日の属する月まで農業者老齢年金を支給することとすればその者に各年ごとに支給されることとなる農業者老齢年金(次項において「各年分農業者老齢年金」という。)の額の現価に相当する額(次項において「現価相当額」という。)を合計して得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)

2 現価相当額は、各年分農業者老齢年金の額を当該額の算定の基礎となつた第二条第一項第二号の予定利率による複利現価法によつてその者が死亡した日の属する月の翌月から当該各年分農業者老齢年金に係る支払時期までの期間に応じて割り引いた額(その額に五十銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。)

第三款 年金給付等準備金

(年金給付等準備金の積立て)

第四十二条 基金は、政令で定めるところにより、年金給付及び死亡一時金に充てるべき準備金(次条において「年金給付等準備金」という。)を積み立てなければならぬ。

(年金給付等準備金の積立て)

第八条 独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、毎事業年度の末日において、年金である給付及び死亡一時金に充てるべき準備金(以下「年金給付等準備金」という。)を積み立てなければならぬ。

2 年金給付等準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 その前事業年度の末日における年金給付等準備金の額及び当該事業年度におけるその運用収入の額の総額

二 当該事業年度における納付保険料及び法第四十八条の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の額の総額

三 当該事業年度における年金及び死亡一時金の給付に要した費用の総額

3 前二項に定めるもののほか、年金給付等準備金の積立てに關して必要な事項は、農林水産省令で定める。

第九条 基金は、次に掲げる方法により年金給付等準備金を運用しなければならない。

一 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託

四 農業者年金の被保険者を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保障金の支払事由とするものに限る。)の保険料又はこれに類するものとして農林水産省令で定める生命共済の共済掛金の払込み

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により基金に帰属することとなる信託財産(金銭を除く。)は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

第十条 基金は、年金給付等準備金の運用に關して、運用の目的その他農林水産省令で定める事項を記載した

第三章 年金給付等準備金

(年金給付等準備金の運用)

第五十五条 基金は、次の各号に掲げるところにより、年金給付等準備金(法第四十二条に規定する年金給付等準備金をいう。以下同じ。)の運用を行うよう努めなければならない。

一 令第九条第一項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。

二 基金に使用され、その事務に従事する者として、前号の資産の構成割合の決定に關し、専門的知識及び経験を有する者を置くこと。

2 基金は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日において、令第九条第一項の規定による運用に係る資産の時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(生命共済の共済掛金)

第五十四条 令第九条第一項第四号の農林水産省令で定める生命共済の共済掛金は、農業者年金の被保険者を被共済者とする生命共済(被共済者の所定の時期における生存を共済金の支払事由とするものに限る。)の共済掛金とする。

(運用の基本方針)

第五十六条 令第十条に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならぬ。

第十一条 基金は、年金給付等準備金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。
2 前二条及び前項に定めるもののほか、年金給付等準備金の運用に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四款 費用

(保険料)

第四十四条 基金は、農業者老齢年金及び死亡一時金に関する事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、農業者年金の被保険者が決定し、又は変更する。

- 一 年金給付等準備金の運用の目標に関する事項
- 二 令第九条第一項の規定による運用に係る資産の構成に関する事項
- 三 信託会社(令第九条第一項第三号に規定する信託会社をいう。)、信託業務を営む金融機関、生命保険会社等(以下この条において「運用受託機関」という。)の選任に関する事項
- 四 運用受託機関の業務に関する報告の内容及び方法に関する事項
- 五 運用受託機関の評価に関する事項
- 六 運用受託機関の業務に遵守すべき事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、運用受託機関の業務に関し必要な事項

第四章 費用

(保険料の額の決定の申出)

第五十七条 法第四十四条第三項の規定による保険料の額の決定の申出は、第一条の申出書に次に掲げる事項を記載してしなければならない。ただし、第一条の申出と同時に第六十条第一項の申出をする者にあつては、この限りでない。

一 保険料の額

二 法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない者であつて、一月につき二万円未満の保険料を納付しようとするものにあつては、同条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない旨

(保険料の額の変更の申出)

第五十八条 法第四十四条第三項の規定による保険料の額の変更の申出は、その額を変更した後の保険料に係る期間の最初の月の十五日までに、次に掲げる事項を

4 一月につき納付することができ、保険料の額は、農業者老齢年金の水準を勘案して、政令で定める額（以下「納付下限額」という。）以上の額とし、政令で定める額（次条第六項において「納付上限額」という。）を超えない額とする。

第十二条（納付することができる保険料の額）
法第四十四条第四項に規定する納付下限額として政令で定める額は、二万円とする。ただし、法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない者に係るその者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分については、一万円とする。
2 法第四十四条第四項に規定する納付上限額として政令で定める額は、六万七千円とする。

記載した申出書を基金に提出してしなければならない。ただし、第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第六十一条第二項又は第七十九条の申出により保険料の額を変更する場合にあっては、この限りでない。
一 氏名、生年月日及び住所
二 変更後の保険料の額
三 法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない者であつて、一月につき二万円未満の保険料を納付しようとするものにあつては、同条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない旨
四 変更後の保険料に係る期間の最初の月
五 農業者年金被保険者証の記号番号

第五十九条（保険料の額）
一月につき納付することができ、保険料の額は、千円に整数を乗じて得た額とする。

（納付下限額の特例の規定が適用されなくなった場合の届出）
第五十九条の二 法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない者であつて、一月につき二万円未満の保険料を納付するものは、同条第一項各号若しくは第二項各号のいずれかに該当したとき（該当した日の属する月において次条第一項の申出により保険料の額の変更をする場合を除く。）又は三十五歳に達したとき（第八十条第二項の申出により保険料の額の変更をした場合を除く。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所
二 法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当したときにあつては、該当した年月日及びその該当する号
三 三十五歳に達したときにあつては、その旨
四 農業者年金被保険者証の記号番号

2 前項の届出をしようとする者は、同項の届出書とともに、次に掲げる事項を記載した保険料の額の変更の申出書を基金に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所
二 法第四十五条第一項各号若しくは第二項各号のいずれかに該当した日又は三十五歳に達する日の属する月以後の月分の保険料の額

第四十五条 (保険料の額の特例)

農業者年金の被保険者(六十歳未満の者に限る。以下この条において同じ。)であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に掲げる者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間に限る。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

- 一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
- イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであること。
- ロ 農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置として政令で定めるものを講じていること。

第十三条 (経営管理の合理化を図る認定農業者等に係る保険料の特例の額)

法第四十五条第一項の政令で定める額は、一万四千円とする。ただし、三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分については、一万円とする。

第十四条 (農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置)

法第四十五条第一項第一号ロの政令で定める措置は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十一条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出することにつき同法第四百四十三条に規定する承認を受けている者が、その営む農業につき帳簿書類を備え付けてこれに農業所得額(法第四十五条第四項に規定する農業所得額をいう。)に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していることとする。

第六十条 (保険料の額の特例の申出)

法第四十五条第一項又は第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 法第四十五条第一項各号及び第二項各号のうちその者が該当する号
- 三 法第四十五条第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に該当する者にあつては、農業に年間従事する日数
- 四 法第四十五条第一項第四号又は第二項第二号に該当する者にあつては、その者と同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又は同条第二項第二号に規定する農業を営む者との身分関係
- 五 農業者年金の被保険者証の記号番号
- 六 前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。
- 一 法第四十五条第一項第一号に掲げる者に該当して同項の規定による申出をした者 次に掲げる書類
- イ 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。第四号イにおいて同じ。)であつて農業を営む者であることを明らかにすることのできる書類
- ロ 令第十四条に規定する措置を講ずる者であることを明らかにすることのできる書類
- ハ 農業所得額(法第四十五条第四項に規定する農業所得額をいう。)が所得上限額(同項に規定する所得上限額をいう。)を超えないことを明らかにすることのできる書類
- 二 法第四十五条第一項第二号に掲げる者に該当して同項の規定による申出をした者 次に掲げる書類
- イ 認定就農者(農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。以下この号において同じ。)であつて農業を営むものであることを明らかにすることのできる書類
- ロ 認定就農者となつた日を明らかにすることのできる書類
- ハ 前号ロ及びハに掲げる書類

三 前二号に掲げる者の配偶者であつて農業を営むも

第十五条 (保険料の額の特例の適用を受ける配偶者) 法第四十五条第一項第三号の政令で定める配

三 法第四十五条第一項第三号又は四号に掲げる者に

ののうち、その農業に常時従事する政令で定める者（前二号に掲げる者に該当する者を除く。）

四 第一号又は第二号に掲げる者の直系卑属であつて農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者（第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。）

2 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するもののうち、それぞれ当該各号に定める日までに前項第一号に掲げる者となることを約した者は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日又は当該各号に定める日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。ただし、次の各号のうちその者が該当することについて申出をした当該号以外の号について申出をする場合については、この限りでない。

一 前項第一号イ又はロのいずれかのみに該当する者（同項第二号から第四号までに掲げる者に該当する者を除く。）この項の規定による最初の申出があつた日から起算して三年を経過した日

偶者は、同項第一号又は第二号に掲げる者と営む農業について次の各号に掲げる要件を満たす取決めを締結し、当該取決めに従つて当該農業を営む者とする。

一 その農業から生ずる収益が法第四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者及びその配偶者に帰属することとされていること。

二 法第四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者及びその配偶者の合意に基づいてその農業を営まなくなることとされていること。

三 前二号に掲げるもののほか、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様その他の農業経営に関する基本的な事項について法第四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者及びその配偶者の合意に基づいて決定することとされていること。

（経営管理の合理化を図る認定農業者等の直系卑属で保険料の額の特例の適用を受けるもの）

第十六条 前条の規定は、法第四十五条第一項第四号の政令で定める直系卑属について準用する。

（経営管理の合理化を図る認定農業者となることを約した者に係る保険料の特例の額）

第十七条 法第四十五条第二項の政令で定める額は、一万六千円とする。ただし、三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分については、一万四千円とする。

該当することについて同項の規定による申出をした者 次に掲げる書類

イ その者の配偶者又は直系尊属が法第四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当することを明らかにすることができる書類

ロ 法第四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者の配偶者又は直系卑属であることを明らかにすることができる書類

ハ 令第十五条又は第十六条に規定する者に該当することを明らかにすることができる書類

ニ 第一号ハに掲げる書類

四 法第四十五条第二項第一号に掲げる者に該当することについて同項の規定による申出をした者 次に掲げる書類

イ 認定農業者であつて農業を営むものであること又は令第十四条に規定する措置を講ずる者であることを明らかにすることができる書類

二 農業を営む者（前項第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。）の直系卑属であつてその農業に常時従事する政令で定める者（同項第一号から第三号までに掲げる者に該当する者を除き、この項の規定による最初の申出があつた日において政令で定める年齢に満たない者であつて前号に掲げる者に該当しないものに限る。）この項の規定による最初の申出があつた日から起算して十年を経過した日（その期間内に当該政令で定める年齢に達した場合においては、その達した日）

（経営管理の合理化を図る認定農業者等以外の者の直系卑属で保険料の額の特例の適用を受けるもの）

第十八条 法第四十五条第二項第二号の政令で定める直系卑属は、同号に規定する農業を営む者がその後継者として指定する者とする。

（保険料の額の特例の適用を受けることができない直系卑属の年齢）

第十九条 法第四十五条第二項第二号の政令で定める年齢は、三十五歳とする。

ロ 第一号ハに掲げる書類

五 法第四十五条第二項第二号に掲げる者に該当することについて同項の規定による申出をした者 次に掲げる書類

イ 法第四十五条第二項に規定する農業を営む者の直系卑属であることを明らかにすることができる書類

ロ 法第四十五条第二項に規定する農業を営む者によつてその後継者として指定された者であること証する書類

ハ 第一号ハに掲げる書類
（保険料の額の特例の適用を受ける資格の喪失の届出）

第六十一条 法第四十五条第一項又は第二項の規定による申出をした者（当該申出の後に法第十三条各号のいづれかに該当するに至つた者、法第十四条の規定による申出をした者及び第七十九条の申出をした者を除く。）は、法第四十五条第一項各号若しくは第二項各号のうちその者が該当して申出をした当該号に掲げる者に該当しなくなつた場合又は同条第六項各号のいづれかに該当することとなつた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 法第四十五条第一項各号又は第二項各号のうちその者が該当することについて申出をした号

三 保険料の額の適用を受ける資格を喪失した年月日（次項第二号において「特例資格喪失日」という。）及びその事由

四 農業者年金被保険者証の記号番号

2 前項に規定する場合に該当することとなつた者は、同項の届出書とともに、次に掲げる事項を記載した保険料の額の変更の申出書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 特例資格喪失日の属する月以後の月分の保険料の額

三 法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいづれにも該当しなくなつた者であつて、一月につき二万円未満の保険料を納付しようとするものにあつては、同条第一項各号又は第二項各号のいづれにも該

3

農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一 その者が前二項の規定による申出をした日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間

二 その者が保険料納付済期間を有する者である場合におけるその保険料納付済期間

三 その者が短期被用者年金期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった後同号に該当しなくなった場合（その同号に該当しなくなった日の属する月前一年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同号に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。）を有する者である場合におけるその短期被用者年金期間を合算した期間

第二十條

（短期被用者年金期間についての要件）
法第四十五条第三項第三号の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 その国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第七条第一項第二号に該当しなくなった日の属する月前一年間におけるその者の農業者年金の被保険者期間（第二十八条第一号において単に「被保険者期間」という。）が四月を下らないこと。

二 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなった日からその国民年金法第七条第一項第二号に該当しなくなった日の前日までの期間引き続き同号に掲げる者であったこと。

三 その者が、基金に対し、前号に規定する期間を農業者年金の保険料の額の特例の適用を受けるための要件及び特例付加年金の支給要件である期間の算定の基礎とすることを希望する旨を農林水産省令で定めるところにより申し出ていること。

当しない旨

四 農業者年金被保険者証の記号番号

（経営管理の合理化を図る認定農業者となることを約した者に係る届出）

第六十二条 法第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、それぞれ当該各号に定める日（以下この条において「約束日」という。）後、遅滞なく、基金に提出しなければならない。ただし、約束日が属する月において同条第一項の規定による保険料の額の特例の適用を受けている者については、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 約束日

三 その者が約束日において法第四十五条第一項第一号に掲げる者に該当していた場合には、その旨

四 農業者年金被保険者証の記号番号

2 前項の届出書には、その者が約束日において法第四十五条第一項第一号に掲げる者に該当していた場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（短期被用者年金期間の申出等）

第六十三条

令第二十條第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者の資格を喪失した日（以下「被用者年金資格取得日」という。）及び同号に該当しなくなった日（法第三十一条第二項（法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同号に該当しな

四 その者が農林漁業団体役員期間（農業者年金の被保険者が農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合その他の政令で定める法人の役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなったことにより国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった後同号に該当しなくなつ

（農林漁業団体役員期間に係る法人の範囲）
第二十一條 法第四十五條第三項第四号の政令で定める法人は、次のとおりとする。
一 農業協同組合、農業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）及び農事組合法人
二 森林組合及び生産森林組合
三 漁業協同組合及び漁業生産組合

くなつたとして短期被用者年金期間を計算する場合にあつては、六十歳に達する日の前日。以下「短期被用者年金資格喪失日」という。）
三 被用者年金資格取得日から短期被用者年金資格喪失日の前日までの期間（以下「被用者年金加入期間」という。）においてその者が使用されていた事業所又は事務所の名称及び所在地
四 基礎年金番号
五 短期被用者年金資格喪失日の属する月前一年間におけるその者の農業者年金の被保険者期間
六 農業者年金被保険者証の記号番号
2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 被用者年金加入期間においてその者を使用していたことについての事業主の証明書（当該証明書を添えることができない相当の理由があるときは、これに代わるべき他の書類）
二 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証
第六十四條 前條第一項に規定する申出は、短期被用者年金資格喪失日以後最初にする第一條に規定する加入の申出と同時にしなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、前條第一項に規定する申出をすることによつて特例付加年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、短期被用者年金資格喪失日以後遅滞なくしなければならない。
第六十五條 短期被用者年金期間を算定する場合には、月によるものとし、被用者年金資格取得日の属する月から短期被用者年金資格喪失日の属する月の前月までをこれに算入する。ただし、被用者年金資格取得日の属する月が農業者年金の被保険者期間であるときは、その月は、短期被用者年金期間に算入しない。

た場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からその同号に該当しなくなった日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同号に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。）を有する者である場合におけるその農林漁業団体役員期間を合算した期間（前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

四 農業共済組合及び農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会を除く。）

五 土地改良区、土地改良区連合及び都道府県土地改良事業団体連合会

六 農業信用基金協会

七 地区たばこ耕作組合及びたばこ耕作組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）

○農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二十七号）

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 改正法附則第十二条に規定する存続都道府県中央会に対する第二十八条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法施行令（次項において「新独法農業者年金基金法施行令」という。）第二十一条の規定の適用については、同条第一号中「及び農事組合法人」とあるのは、「、農事組合法人及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会」とする。

2 新独法農業者年金基金法施行令第二十一条の規定は、施行日以後の農林漁業団体役員期間（独立行政法人農業者年金基金法第四十五条第三項第四号に規定する農林漁業団体役員期間をいう。以下この項において同じ。）の算定について適用し、施行日前の農林漁業団体役員期間の算定については、なお従前の例による。

（農林漁業団体役員期間についての要件）

第二十二条 法第四十五条第三項第四号の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなった日からその国民年金法第七条第一項第二号に該当しなくなった日の前日までの期間引き続き前条各号に掲げる法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同項第二号に掲げる者であったこと。

二 その者が、基金に対し、前号に規定する期間を農業者年金の保険料の額の特例の適用を受けるための要件及び特例付加年金の支給要件である期間の算定の基礎とすることを希望する旨を農林水産省令で定めるところにより申し出ていること。

（農林漁業団体役員期間の申出等）

第六十六条 令第二十二条第二号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所
二 令第二十一条各号に掲げる法人の役員に選挙さ

れ、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなったことにより国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者の資格を喪失した日（以下「第一種厚生年金保険等資格取得日」という。）及び同号に該当しなくなつた日（法第三十一条第二項の規定により同号に該当しなくなつたとして農林漁業団体役員期間を計算する場合にあつては、六十歳に達する日の前日。以下「第一種厚生年金保険等資格喪失日」という。）

三 第一種厚生年金保険等資格取得日から第一種厚生年金保険等資格喪失日までの期間（次項第一号において「第一種厚生年金保険等加入期間」という。）においてその者が常時勤務に服する役員であつた法人の名称及び主たる事務所の所在地

四 基礎年金番号

五 農業者年金被保険者証の記号番号

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第一種厚生年金保険等加入期間においてその者がその法人の常時勤務に服する役員であつたことについてその法人の代表者の証明書（当該証明書を添えることができない相当の理由があるときは、これに代わるべき他の書類）

二 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証

第六十七条 前条第一項に規定する申出は、第一種厚生年金保険等資格喪失日以後最初にする第一条に規定する加入の申出と同時にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する申出をすることによつて特例付加年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、第一種厚生年金保険等資格喪失日以後遅滞なくしなければならない。

第六十八条 農林漁業団体役員期間を算定する場合には、月によるものとし、第一種厚生年金保険等資格取得日の属する月から第一種厚生年金保険等資格喪失日の属する月の前月までをこれに算入する。ただし、第一種厚生年金保険等資格取得日の属する月が農業者年金の被保険者期間であるときは、その月は、農林漁業団体役員期間に算入しない。

五 その者が農業法人構成員期間（農業者年金の被保険者が法人の営む農業に常時従事する組合員、社員又は株主となり、かつ、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった後同号に該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からその同号に該当しなくなった日の前日までの間引き続き当該法人が営む農業に常時従事する組合員、社員又は株主であり、かつ、同号に掲げる者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同号に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその農業法人構成員期間を合算した期間（第三号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

（農業法人構成員期間についての要件）
第二十三条 法第四十五条第三項第五号の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなった日からその国民年金法第七条第一項第二号に該当しなくなった日の前日までの期間引き続き当該法人が営む農業に常時従事する組合員、社員又は株主であり、かつ、同号に掲げる者であったこと。
- 二 その者が、基金に対し、前号に規定する期間を農業者年金の保険料の額の特例の適用を受けるための要件及び特例付加年金の支給要件である期間の算定の基礎とすることを希望する旨を農林水産省令で定めるところにより申し出ていること。

（農業法人構成員期間の申出等）

第六十九条 令第二十三条第二号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
 - 二 法人の営む農業に常時従事する組合員、社員又は株主となり、かつ、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者の資格を喪失した日（以下「第二種厚生年金保険等資格取得日」という。）及び同号に該当しなくなった日（法第三十一条第二項の規定により同号に該当しなくなったとして農業法人構成員期間を計算する場合にあつては、六十歳に達する日の前日。以下「第二種厚生年金保険等資格喪失日」という。）
 - 三 第二種厚生年金保険等資格取得日から第二種厚生年金保険等資格喪失日までの期間（次項第一号において「第二種厚生年金保険等加入期間」という。）においてその者が常時従事する組合員、社員又は株主であつた法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 四 基礎年金番号
 - 五 農業者年金被保険者証の記号番号
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 第二種厚生年金保険等加入期間においてその者が法人の営む農業に常時従事する組合員、社員又は株主であつたことについての当該法人の代表者の証明書（当該証明書を添えることができない相当の理由があるときは、これに代わるべき他の書類）
 - 二 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証
- 第七十条 前条第一項に規定する申出は、第二種厚生年金保険等資格喪失日以後最初にする第一条に規定する加入の申出と同時にしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する申出をすることによって特例付加年金の支給を受ける権

六 その者が特定被用者年金期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった後同号に該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からその同号に該当しなくなった日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同号に該当しなくなった日の属する月の前日までの期間（農業に従事する者であった期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間（前三号に掲げる期間に該当する期間を除くものとし、その合算した期間が十年を超える場合には、十年とする。）

第二十四条（特定被用者年金期間についての要件）
法第四十五条第三項第六号の政令で定める

- 要件は、次のとおりとする。
- 一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなった日からその国民年金法第七条第一項第二号に該当しなくなった日の前日までの期間引き続き同号に掲げる者であったこと。
 - 二 その者が、基金に対し、前号に規定する期間を農業者年金の保険料の額の特例の適用を受けるための要件及び特例付加年金の支給要件である期間の算定の基礎とすることを希望する旨を農林水産省令で定めるところにより申し出ていること。

利を有することとなる者については、当該申出は、第二種厚生年金保険等資格喪失日以後遅滞なくしなければならない。

第七十一条 農業法人構成員期間を算定する場合には、月によるものとし、第二種厚生年金保険等資格取得日の属する月から第二種厚生年金保険等資格喪失日の属する月の前日までをこれに算入する。ただし、第二種厚生年金保険等資格取得日の属する月が農業者年金の被保険者期間であるときは、その月は、農業法人構成員期間に算入しない。

第七十二条（特定被用者年金期間の申出等）
令第二十四条第二号の規定による申出は、

- 次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出しなければならない。
- 一 氏名、生年月日及び住所
 - 二 被用者年金資格取得日及び国民年金法第七条第一項第二号に該当しなくなった日（法第三十一条第二項の規定により同号に該当しなくなったとして特定被用者年金期間を計算する場合にあつては、六十歳に達する日の前日。以下「特定被用者年金資格喪失日」という。）
 - 三 被用者年金加入期間においてその者が使用されていた事業所又は事務所の名称及び所在地
 - 四 基礎年金番号
 - 五 被用者年金加入期間のうちその者が農業に従事する者であった期間の初日及び末日
 - 六 農業者年金被保険者証の記号番号
- 2 前項の申出書には、第六十三条第二項各号に掲げる書類及び前項第五号に規定する期間農業に従事していたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。
- 第七十三条** 前条第一項に規定する申出は、特定被用者年金資格喪失日以後最初にする第一条に規定する加入の申出と同時にしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する申

七 その者が国民年金保険料免除期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなった後これらの規定のいずれにも該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の前日までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の属する月の前日までの期間（農業に従事する者であった期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。）を有する者である場合におけるその国民年金保険料免除期間を合算した期間

第二十五条 法第四十五条第三項第七号の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなった日からその国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで又は第九十条の三第一項の規定のいずれにも該当しなくなった日の前日までの期間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったこと。
- 二 その者が、基金に対し、前号に規定する期間を農業者年金の保険料の額の特例の適用を受けるための要件及び特例付加年金の支給要件である期間の算定の基礎とすることを希望する旨を農林水産省令で定めるところにより申し出ていること。

出をすることによって特例付加年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、特定被用者年金資格喪失日以後遅滞なくしなければならない。

第七十四条 特定被用者年金期間を算定する場合には、月によるものとし、被用者年金資格取得日の属する月から特定被用者年金資格喪失日の属する月の前日までの期間（被用者年金加入期間のうち農業に従事する者であった期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月の前日まで（当該期間の初日の属する月に当該期間の末日が属するとき（その月に更に当該期間の初日が属する場合を除く。）は、その月）の期間に限る。）をこれに算入する。ただし、被用者年金資格取得日の属する月が農業者年金の被保険者期間であるときは、その月は、特定被用者年金期間に算入しない。

第七十五条 令第二十五条第二号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者の資格を喪失した日（以下「国民年金保険料免除資格取得日」という。）及びこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日（以下「国民年金保険料免除資格喪失日」という。）
- 三 国民年金保険料免除資格取得日から国民年金保険料免除資格喪失日の前日までの期間（以下「国民年金保険料免除資格期間」という。）のうちその者が農業に従事する者であった期間の初日及び末日

4 農業者年金の被保険者が第一項又は第二項の規定による申出をした場合において、その申出をした日の属する月の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年のその者の農業所得額（農業から生じた所得として政令で定めるものの額をいう。第六項第一号において同じ。）が十分な保険料負担能力を有すると認められる所得の額として政令で定める額（第六

（保険料の額の特例に係る農業所得）
第二十六条 法第四十五条第四項の政令で定める所得は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める所得とする。
一 法第四十五条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に該当することについて同条第一項又は第二項の規定による申出をした者 事業所得（所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得をい

四 農業者年金被保険者証の記号番号
2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 国民年金保険料免除資格期間においてその者が国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたこと又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたことを明らかにすることができる書類
二 その者が前項第三号に規定する期間農業に従事していたことを明らかにすることができる書類
三 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証

第七十六条 前条第一項に規定する申出は、国民年金保険料免除資格喪失日以後最初にする第一条に規定する加入の申出と同時にしなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する申出をすることによって特例付加年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、国民年金保険料免除資格喪失日以後遅滞なくしなければならない。

第七十七条 国民年金保険料免除資格期間を算定する場合には、月によるものとし、国民年金保険料免除資格取得日の属する月から国民年金保険料免除資格喪失日の属する月の前月までの期間（国民年金保険料免除資格期間のうち農業に従事する者であつた期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月の前月まで（当該期間の初日の属する月に当該期間の末日が属するとき（その月に更に当該期間の初日が属する場合を除く。）は、その月）の期間に限る。）をこれに算入する。ただし、国民年金保険料免除資格取得日の属する月が農業者年金の被保険者期間であるときは、その月は、国民年金保険料免除資格期間に算入しない。

項第一号において「所得上限額」という。）を超えるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、第一項又は第二項の政令で定める額を第一項又は第二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一 一月から農林水産省令で定める月までの月 その申出をした日の属する年の前々年

二 前号の農林水産省令で定める月の翌月から十二月までの月 その申出をした日の属する年の前年

5 農業者年金の被保険者が第一項又は第二項の規定による申出をした場合において、その者の特例保険料納付済期間の月数が二百四十月を超えない範囲内で政令で定める月数に達しているときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、第一項又は第二項の政令で定める額を第一項又は第二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

6 第一項又は第二項の規定による申出をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者は、それぞれ当該各号に定める月以後の被保険者期間の各月の保険料の額を納付下限額以上の額であつて納付上限額を超えない額に変更しなければならない。

一 その者の農業所得額が所得上限額を超える場合
当該農業所得額が所得上限額を超える年の第四項第一号の農林水産省令で定める月の翌月

二 その者の特例保険料納付済期間の月数が前項の政令で定める月数に達した場合 その達した月の翌月

7 第一項又は第二項の規定による申出をした者は、いつまでも、将来に向かってその申出を撤回することができらる。

2 **第四十六条** (保険料の納付義務)
農業者年金の被保険者は、保険料を納付しなければならぬ。

2 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

う。）のうち農業から生じたもの

二 法第四十五条第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に該当することについて同条第一項又は第二項の規定による申出をした者 同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又は同条第二項第二号に規定する農業を営む者から農業に係る役務の提供の対価として支払を受けた給与等（所得税法第二十八條第一項に規定する給与等をいう。）に係る所得（保険料の額の特例に係る農業所得額の上限）

第二十七条 法第四十五条第四項の政令で定める額は、九百万円とする。

(特例保険料納付済期間の月数の上限)

第二十八条 法第四十五条第五項の政令で定める月数は、次の各号に掲げる月数のうちいずれか少ない月数（同じ月数のときは、二百四十月）とする。

一 法第四十五条第一項又は第二項の規定による申出をした者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間に係る特例保険料納付済期間（法第三十一条第一項に規定する特例保険料納付済期間をいう。）の月数と百二十月とを合算した月数

二 二百四十月

(農業所得に係る月)

第七十八条 法第四十五条第四項第一号の農林水産省令で定める月は、三月とする。

(保険料の額の特例の申出の撤回)

第七十九条 法第四十五条第七項の規定による同条第一項又は第二項の申出の撤回は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 この条の規定による申出をした日の属する月以後の月分の保険料の額

三 農業者年金被保険者証の記号番号

らない。

(保険料の前納)

第四十七条 農業者年金の被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

(保険料の前納)

第二十九条 法第四十七条第一項の規定による保険料の前納は、毎年十二月三十一日までに、その翌年の一月から十二月までの期間について一括して行うものとする。

(保険料の前納の申出等)

第八十条 法第四十七条第一項の規定による保険料の前納をしようとする者は、毎年十一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 その翌年の一月から十二月までの月分の保険料の額(同年の十二月三十一日までに三十五歳に達する者にあつては、同年の一月から三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分の保険料の額及び次項第二号の保険料の額)

三 法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない者であつて、一月につき二万円未満の保険料を納付しようとするものにあつては、同条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない旨

四 農業者年金被保険者証の記号番号

2 前項の申出をしようとする者(当該申出の日からその翌年の十二月三十一日までに三十五歳に達する者に限る。)は、同項の申出書とともに、次に掲げる事項を記載した保険料の額の変更の申出書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 三十五歳に達する日の属する月以後の月分の保険料の額

三 農業者年金被保険者証の記号番号

3 第一項の申出があつた場合(同項第二号に掲げる保険料の額がその年の十二月の月分の保険料の額と異なるものである場合に限る。)は、法第四十四条第三項の規定による申出があつたものとみなす。

4 第一項の申出をした者は、第五十八条の規定にかかわらず、その翌年の一月一日以後は前納に係る期間の各月の保険料の額を変更することができない。ただし、第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第六十一条第二項又は前条の申出により保険料の額を変更する場合にあつては、この限りでない。

5 第一項の申出をした者がその年の十二月三十一日までに第五十八条、第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第六十一条第二項又は前条の申出をしたときは、第一項の申出は撤回されたものとみなす。
(前納保険料の還付請求)

第三十一条 法第四十七条第一項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において農業者年金の被保険者がその資格を喪失した場合においては、その者（国民年金法第九条第一号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなった場合においては、その者の相続人）の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。

第八十一条 令第三十一条第一項の規定による保険料の還付の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基

金に提出してしなければならない。

一 請求者の氏名及び住所
二 請求者が農業者年金の被保険者であった者の相続人であるときは、農業者年金の被保険者であった者の死亡年月日及び請求者と農業者年金の被保険者であった者との身分関係
三 農業者年金の被保険者であった者の氏名、生年月日及び住所

四 還付金額、還付理由並びに還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する金融機関
五 農業者年金の被保険者であった者の農業者年金被保険者証の記号番号

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者が農業者年金の被保険者であった者の相続人であるときは、農業者年金の被保険者であった者の死亡を明らかにすることができる書類及び請求者が先順位の相続人であることを明らかにすることができる書類
二 農業者年金の被保険者であった者の農業者年金被保険者証

(特例保険料に係る前納保険料の還付)

第八十二条 法第四十七条第一項の規定により保険料を前納した農業者年金の被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。

一 法第四十五条第一項の規定により決定し、又は変更した保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に当該保険料以外の保険料を納付することとなつた場合

二 法第四十五条第二項の規定により決定し、又は変更した保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に当該保険料以外の保険料を納付することとなつた場合

三 法第四十五条第一項又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料以外の保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に同条第一項又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料を納付することとなつた場合

- 2 前項の規定による還付額は、農業者年金の被保険者の資格を喪失した日の属する月（その月が前納に係る期間の最初の月前であるときは、当該最初の月）の前月において当該未経過期間につき保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額（その額に十円未満の端数が生じた場合において、その端数金額が五円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときはこれを十円として計算する。）に相当する額として農林水産大臣が定める額とする。
- 3 第一項に規定する場合（国民年金法第九条第一号に該当するに至ったことによる場合及び同法第八十九条第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたことによる場合を除く。以下この項において「還付発生の場合」という。）において、

- 2 前項の規定による還付額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保険料以外の保険料を納付することとなった日の属する月（その月が前納に係る期間の最初の月前であるときは、当該最初の月）の前月において未経過期間につきそれぞれ当該各号に定める保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額（その額に十円未満の端数が生じた場合においては、その端数金額が五円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときはこれを十円として計算した額）に相当する額として農林水産大臣が定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる場合における者 法第四十条 前項第一号の規定により決定し、又は変更した保険料
- 二 前項第二号に掲げる場合における者 法第四十条 前項第二号の規定により決定し、又は変更した保険料
- 三 前項第三号に掲げる場合における者 法第四十条 前項第三号又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料以外の保険料
- 第八十三条** 前条の規定による保険料の還付の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。
- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 還付金額、還付理由並びに還付金の払渡しを受けする方法及び払渡しを希望する金融機関
- 三 農業者年金被保険者証の記号番号

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間を計算する場合には、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

(国庫補助)

第四十八条 国庫は、毎年度、基金に対し、特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、農業者年金の被保険者ごとの当該年度の特例保険料納付済期間における納付下限額と特例保険料の額との差額の合計額に相当する額を補助する。

2 当該年度の前年度において、特例保険料納付済期間を有する者（特例付加年金に係る受給権者を除く。）が次の各号のいずれかに該当する者となつた場合には、当該年度の前年度までにおいてこの条の規定により算定した国庫補助の額のうちその者に係るもの（第二号に掲げる者にあつては、その額のうち第四十五条第二項の規定により決定され、又は変更された保険料が納付された期間（第五十五条の規定により当該保険料が徴収された期間を含む。）に係るものに限り、）及びその運用収入の額の総額の合計額に相当する額（以下この項において「合計額相当額」という。）を、当該年度において前項の規定により算定した国庫

あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該被保険者が還付発生の場合には第一項の規定による還付を受けることを希望する旨の申出をしていたときは、当該者が同項の請求をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

4 前項の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

第三十条 法第四十七条第二項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年〇・一パーセントの利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月の前月から当該各月までのそれぞれの期間に応じた割り引いた額の合計額（その額に十円未満の端数が生じた場合において、その端数金額が五円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときはこれを十円として計算する。）を控除した額として農林水産大臣が定める額とする。

第三十二条 前三条に定めるもののほか、保険料の前納の手續その他保険料の前納について必要な事項は、農林水産省令で定める。

(減額未済額の翌年度以降の国庫補助の額からの減額)

第八十四条 法第四十八条第二項後段の場合において、当該年度の国庫補助の額から同項に規定する合計額相当額を減額してもなお減額できない額（以下この条において「減額未済額」という。）があるときは、当該減額未済額は、当該年度の翌年度の国庫補助の額から減額するものとし、当該減額をしてもなお減額できない減額未済額がある場合には、当該減額できない減額未済額は、当該翌年度に引き続く各年度の国庫補助の額から順次減額するものとする。

補助の額から減額する。この場合において、当該年度の国庫補助の額から合計額相当額を減額してもなお減額できない額があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該減額できない額を、翌年度以降の国庫補助の額から減額する。

一 第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことが事実となった者

二 第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの（前号に掲げる者に該当する者を除く。）

第五款 審査会

(審査会)

第四十九条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第五十五条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服を審査するため、基金に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が農林水産大臣の承認を受けて委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。

5 通則法第二十一条第三項ただし書及び第四項の規定並びに第七条の二及び第八条の規定は、委員について準用する。

第五十条 審査会に、会長を置く。会長は、審査会において、委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(議事)

第五十一条 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査請求)

第五十二条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第五十五条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服がある者は、文書又

(委員及び医師等に対する報酬)

第三十三条 基金は、審査会の委員に対し、審査会に出席した日数に応じ、農林水産省令で定める金額の報酬を支払うものとする。

2 基金は、法第五十二条第四項の規定により診断又は

第五章 雑則

第八十六条 (審査会の委員に対する報酬の額)
令第三十三条第一項の農林水産省令で定める金額は、会長及びその他の委員につき、基金が定める金額とする。

は口頭で、審査会に対して審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は処分があったことを知った日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

3 第一項の審査請求があったときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならぬ。

4 審査会は、審査のため必要があるときは、審査請求人若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を求め、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検案をさせることができる。

5 給付に関する決定についての第一項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

6 審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

（審査会及び審査請求の手續に関する事項の政令への委任）

第五十三条 この款及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び前条第四項の規定により出頭を求めた関係人の報酬及び旅費その他審査会及び審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第六款 雑則

（保険料等の徴収）

第五十四条 保険料その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によって徴収する。

（督促及び滞納処分）

第五十五条 保険料その他この節の規定による徴収金を滞納する者があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によって督促をしようとするときは、基金は、納付義務者に対して、督促状を発する。

検案をさせた医師又は歯科医師に対し、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項の費用の算定の例により算定した額の範囲内で、報酬を支払うものとする。

（委員及び関係人等に対する旅費）

第三十四条 基金が審査会の委員に対して支給する旅費の額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一の行政職俸給表（一）の十級の職務の級にある職員が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）の規定により支給を受けるべき額によるものとする。

2 基金が法第五十二条第四項の規定により出頭を求めた関係人及び同項の規定により診断又は検案をさせた医師又は歯科医師に対して支給する旅費の額は、前項の審査会の委員に対して支給する旅費の額の範囲内において、基金が定める。

（審査会の書記）

第三十五条 審査会に書記を置く。

2 書記は、基金の職員のうちから、理事長が任命する。

3 書記は、会長の指揮を受けて審査会の庶務を整理する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

4 基金は、第一項の規定による督促を受けた者が督促状に指定した期限までに保険料その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、滞納者の居住地又はその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分を請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によって、これを処分することができる。この場合においては、基金は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

6 市町村が、第四項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、基金は、農林水産大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によって、これを処分することができる。

(延滞金)

第五十六条 前条第一項の規定によって督促をしたときは、基金は、徴収金額に、納付期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあった徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によって計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権)

第五十七条 保険料その他この節の規定による徴収金の

先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第五十八条 保険料その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使用することができる時から二年を経過したとき、給付を受ける権利は、これを行使用することができる時から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 保険料その他この節の規定による徴収金についての第五十五条第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。

(戸籍事項の無料証明)

第五十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)は、基金、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出等)

第六十条 農業者年金の被保険者は、農林水産省令で定めるところにより、第十六条に規定する事項を除くほか、農林水産省令で定める事項を基金に届け出なければならぬ。

2 受給権者は、農林水産省令で定めるところにより、基金に対し、農林水産省令で定める事項を届け出、かつ、農林水産省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(農業者老齡年金に係る受給権者の現況の届出)

第四十一条 農業者老齡年金に係る受給権者は、毎年六月一日から同年六月三十日までの間に、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届出書(自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届出書。次条第一項において同じ。)を基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 農業者年金証書の記号番号

2 前項の規定は、農業者老齡年金の裁定が行われた日以後一年以内に六月一日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。

(特例付加年金に係る受給権者の現況の届出)

第四十二条 特例付加年金に係る受給権者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届出書を基金に提出しなければならない。ただし、法第三十四条の規定により特例付加年金の支給が停止されているときは、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 令第五条各号に該当しない旨

三 第三十八条第一項の規定による届出をした者にあつては、当該届出に係る農地等の管理状況

四 農業者年金証書の記号番号

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに掲げる日以後一年以内に六月一日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。

一 特例付加年金の裁定が行われた日

二 特例付加年金の支給の停止が解除された日

(氏名変更の届出)

第四十三条 年金給付に係る受給権者は、氏名を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に農業者年金証書を添え、その氏名の変更があった日から十四日以内に、これを基金に提出しなければならない。

一 変更前及び変更後の氏名

二 生年月日及び住所

三 農業者年金証書の記号番号

(住所変更の届出)

第四十四条 年金給付に係る受給権者は、住所を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、その住所の変更があった日から十四日以内に、基金に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二 変更前及び変更後の住所

三 農業者年金証書の記号番号

(年金給付の払渡しの方法等の変更の届出)

第四十五条 年金給付に係る受給権者は、年金給付の払渡しを受ける方法又は年金給付の払渡しを希望する金融機関を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 変更前及び変更後の年金給付の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する金融機関

三 農業者年金証書の記号番号

(農業者年金証書の再交付の申請)

第四十七条 年金給付に係る受給権者は、農業者年金証書が滅失し、又は汚損したときは、遅滞なく、農業者年金証書の再交付を基金に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出しなければならない。この場合において、申請者が汚損した農業者年金証書を所持しているときは、これを当該申請書に添えなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 農業者年金証書の記号番号

3 農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならぬ。

3 年金給付に係る受給権者は、第一項の規定による申請をした後、滅失した農業者年金証書を発見したときは、遅滞なく、これを基金に返納しなければならない。

（農業者年金証書の再交付）

第四十八条 基金は、前条第一項の規定による申請を受理したときは、新たに農業者年金証書を作成し、これを当該申請者に交付しなければならない。

（請求書等の氏名の記載等）

第四十九条 この章の規定（第四十一条及び第四十二条を除く。）によって提出する請求書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該請求書、届出書又は申請書には、請求者、届出者又は申請者の氏名、住所及び請求、届出又は申請の年月日を記載しなければならない。

（農業者年金証書の返付）

第五十一条 基金は、第四十三条又は第四十六条の規定によって届出書に添えて農業者年金証書が提出されたときは、当該農業者年金証書に所要の事項を記載し、これを当該届出者に返付しなければならない。

（農業者年金証書の提出の要求）

第五十二条 基金は、必要があると認めるときは、農業者年金証書を交付した年金給付に係る受給権者に対して農業者年金証書の提出を求めることができる。

（受給権者に関する記録）

第五十三条 基金は、農業者年金事業の給付に係る受給権者ごとに、その氏名、性別、生年月日、住所、農業者年金証書の記号番号、受給権の取得の年月日、年金額、年金給付の支給状況等農業者年金事業の給付に係る受給権者に関する所要の事項を記録しておかなければならない。

（死亡の届出）

第七条 法第六十条第三項の規定による農業者年金の被保険者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に当該死亡した者の農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名及び生年月日

二 死亡した年月日

三 死亡した者の農業者年金被保険者証の記号番号

（死亡の届出）

第四十六条 法第六十条第三項の規定による受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に当

(農業者年金の被保険者又は受給権者に関する調査)
第六十一条 基金は、必要があると認めるときは、農業者年金の被保険者に対し、農業者年金の被保険者の資格若しくは保険料に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関し農業者年金の被保険者に質問させることができる。

2 基金は、必要があると認めるときは、受給権者に対し、受給権の消滅若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

3 前二項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第六十二条 基金は、第九条第一号に掲げる業務のうち特例付加年金に関するものに係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(積立金の処分)

第六十三条 基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第九条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

該死亡した者の農業者年金証書を添え、これを基金に提出してしなければならない。
一 死亡した者の氏名及び生年月日
二 死亡した年月日
三 農業者年金証書の記号番号

- 3 基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分

(都道府県が処理する事務)

- 第三十六条 法第六十四条第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げる受託者（同項に規定する受託者をいう。）に対するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、基金の業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。
- 一 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区又は総合区とする。）
 - 二 一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合
 - 三 法第十条第一項第三号の規定により農林水産大臣の指定した者のうち、その目的とする事業の実施地域が一の都道府県の区域を超えないものと認めて農林水産大臣が指定した者
- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき法第六十四条第一項の規定により報告を徴し、又は立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

(受託者に対する報告の徴収及び立入検査の結果の報告)

- 第八十七条 令第三十六条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
- 一 報告の徴収又は立入検査をした受託者（法第六十四条第一項に規定する受託者をいう。第三号において同じ。）の名称及び所在地
 - 二 報告の徴収又は立入検査をした年月日
 - 三 受託者がした報告の内容又は立入検査の結果
 - 四 その他参考となる事項

(証明書の様式)

第八十八条 法第六十四条第二項の証明書は、別記様式

を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(都道府県が処理する事務)

第六十五条 前条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(主務大臣等)

第六十六条 基金に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第六十七条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、基金の役員及び職員には、適用しない。

(他の法令の準用)

第六十八条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、基金を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(他の法令の準用)

第三十七条 次の法令の規定については、基金を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十六条及び第百十五号から第百十七号まで(これらの規定を船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

二 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第一項第六号(同令別表の七十三の項に係る部分に限る。)、及び第二項並びに第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項(これらの規定を船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

三 船舶登記令第十三条第一項第五号(同令別表一の三十二の項に係る部分に限る。)、及び第二項並びに第二十七条第一項第四号(同令別表二の二十二の項に係る部分に限る。)、及び第二項

2

前項の場合において、不動産登記令第七条第二項並びに船舶登記令第十三条第二項及び第二十七条第二項中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「独立行政法人農業者年金基金の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人農業者年金基金の役員又は職員」と読み替えるものとする。

第三十八条 勅令及び政令以外の命令であつて農林水産

による。

(他の省令の準用)

第九十条 次の省令の規定については、基金を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第四十三条第一項第四号(同令第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。)、第六十三条第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号並びに第百八十二条第二項(これらの規定を船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)第四十九条において準用する場合を含む。)、並びに附則第十五条第四項第一号及び第三号

二 船舶登記規則附則第三条第八項第一号及び第三号

第六章 罰則

第六十九条 第七条の二（第四十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第九条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
第七十二条 第十六条又は第六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、同年十月一日から施行する。
(農業者老齢年金の支給の繰上げ)

省令で定めるものについては、農林水産省令で定めるところにより、基金を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

(事務の区分)

第三十九条 第三十六条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(業務に関する規程の届出)

第八十九条 基金は、職制、定員その他組織に関する規程、旅費に関する規程その他業務の実施に関する規程を制定し、又はこれらの規程を改廃したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく、農林水産大臣に届け出なければならない。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条 保険料納付済期間を有する六十歳以上六十五歳

未満の者（農業者年金の被保険者でない者に限る。）は、当分の間、第二十八条第一項の規定にかかわらず、六十五歳に達する前に、基金に農業者老齢年金の支給繰上げの請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に農業者老齢年金を支給する。

（農業者老齢年金の特例）

第二条の二 第十一条の規定は、当分の間、前条第二項の規定による農業者老齢年金の受給権者については、適用しない。

（特例付加年金の支給の繰上げ）

第三条 特例保険料納付済期間を有する六十歳以上六十

五歳未満の者であつて次の各号のいずれにも該当するもの（農業者年金の被保険者でない者に限る。）は、当分の間、第三十一条第一項の規定にかかわらず、六十五歳に達する前に、基金に特例付加年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上であること。

二 農業を営む者でないもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地の全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）であること。

2 前項の請求は、附則第二条第一項の請求をしていない者にあつては、同項の請求と同時に行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求があつた日から、その者に特例付加年金を支給する。

4 第三十一条第二項の規定は、第一項の請求をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

（延滞金の割合の特例）

第三条の二 第五十六条第一項に規定する延滞金の年十

四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年

（農業を営む者でない者）

第二条 第三条の規定は、法附則第三条第一項第二号の政令で定める者について準用する。

中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

（農業者年金基金の解散等）

第四条 農業者年金基金は、基金の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において基金が承継する。

2 農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により基金が農業者年金基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際現に次の各号に掲げる勘定に属する資産の価額が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する積立金として、次の各号に掲げる勘定に属する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。

一 附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。以下「旧農業者年金法」という。）第七十四条の規定により旧農業者年金法第十九条第一号に掲げる業務のうち特例付加年金に関するものに係る経理について設けられた特別の勘定 第六十二条の規定により第九条第一号に掲げる業務のうち特例付加年金に関するものに係る経理について設けられた特別の勘定

二 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年農業者年金改正法」という。）附則第二十二条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定 附則第十八条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定

三 平成十三年農業者年金改正法附則第二十二条の規定により同条第二号に掲げる経理について設けられた特別の勘定 附則第十八条の規定により同条第二

号に掲げる経理について設けられた特別の勘定
四 前三号に掲げる勘定以外の勘定 前三号に定める勘定以外の勘定

5 前項の資産の価額は、基金成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項の規定により農業者年金基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第五條 (権利及び義務の承継に伴う経過措置)

前条第一項の規定により基金が承継する平成十三年農業者年金改正法附則第二十一条第二項の規定による農業者年金基金の借入金に係る債務については同条第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項に規定する借入金については、平成十三年農業者年金改正法附則第二十一条第四項の規定は、なおその効力を有する。

(業務の特例)

第六條 基金は、当分の間、第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 平成十三年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法(以下「平成十三年改正前農業者年金法」という。)及び農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。第三項において「平成二年農業者年金改正法」という。)による

(評価委員の任命等)

第三條 法附則第四条第五項の評価委員は、次に掲げる者につき農林水産大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 農林水産省の職員 一人

三 厚生労働省の職員 一人

四 基金の役員(基金が成立するまでの間は、基金に係る独立行政法人通則法(平成十二年法律第百三十三号)第十五条第一項の設立委員) 一人

五 学識経験のある者 一人

2 法附則第四条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法附則第四条第五項の規定による評価に関する庶務は、農林水産省経営局経営政策課において処理する。

(農業者年金基金の解散の登記の嘱託等)

第四條 法附則第四条第一項の規定により農業者年金基金が解散したときは、厚生労働大臣及び農林水産大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(業務の特例に関する経過措置)

第二條 法附則第六条第一項の規定により基金が行う同項第二号に掲げる業務については、附則第十五条の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則(平成十三年農林水産省令第百五十二号)附則第三条から第六条までの規定は、なおその効力を有する。

改正前の農業者年金基金法による給付を支給すること。

二 農地等（農地及び農地法第二条第一項に規定する採草放牧地であつて、平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であつた者（平成十三年十二月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）が所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。）に基づいてその耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
二 前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第十条第一項中「及び農業者年金事業の給付に関する決定」とあるのは、「農業者年金事業の給付に関する決定、農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の移転を含む。）に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定」と、第六十三条第一項及び第七十一条第二号中「第九条」とあるのは「第九条及び附則第六条第一項」とする。

三 第一項の規定により基金が行う同項第一号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則の規定、平成二年農業者年金改正法附則の規定及び附則第二十一条の規定により廃止され、又は廃止されたものとされた法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「平成十三年農業者年金改正法等の規定」という。）は、なおその効力を

（農地売買貸借等業務の対象から除外される者）
第五条 法附則第六条第一項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年農業者年金改正法」という。）附則第八条第二項に規定する年金給付に係る受給権を有する者
- 二 昭和三十二年一月二日以後に生まれた者

（業務の特例に関する規定の技術的読替え等）
第六条 法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年農業者年金改正法附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。次条第二項において「平成十三年改正前農業者年金法」という。）第四十二条第一項第二号の規定の適用

法」という。）第四十二条第一項第二号の規定の適用

有する。この場合において、平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により基金が行う同項第二号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則第三条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により基金が同項第二号に掲げる業務を行う場合には、農地法第三条第一項ただし書中「及び第五条第一項本文に規定する場合」とあるのは、「、業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務（以下「農地売買貸借業務」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合」と、同条第二項第六号中「及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」とあるのは、「、農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合及び独立行政法人農業者年

については、同号イ中「基金」とあるのは、「独立行政法人農業者年金基金」とする。

第七條 法附則第六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年農業者年金改正法附則第三条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の」とあるのは「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百一十七号）附則第六条第一項の」と、「基金が」とあるのは「独立行政法人農業者年金基金が」とする。

2 法附則第六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年農業者年金改正法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年改正前農業者年金法第八十一条、第八十二条及び第八十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「基金は」とあるのは、「独立行政法人農業者年金基金は」とする。

3 法附則第六条第一項の規定により基金が行う同項第二号に掲げる業務については、農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号。以下この項において「平成十三年農業者年金等改正令」という。）附則第三条から第七条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十三年農業者年金等改正令附則第三条中「前条各号」とあるのは「独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）附則第五条各号」と、平成十三年農業者年金等改正令附則第四条中「農業者年金基金」とあるのは「独立行政法人農業者年金基金」とする。

金基金がその土地を農地売買貸借業務の実施により貸し付けようとする場合」とする。

(被保険者期間等の特例)

第七条 旧農業者年金法による被保険者期間(平成十四年一月以後のものに限る。)は、この法律の適用については、被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧農業者年金法第三十九条に規定する保険料納付済期間であった期間に係るものは保険料納付済期間と、旧農業者年金法第四十二条第一項に規定する特例保険料納付済期間(平成十三年農業者年金改正法附則第十五条第一項の規定により決定され、又は変更された保険料が納付された期間(旧農業者年金法第六十六条の規定により当該保険料が徴収された期間を含む。))を含む。)であった期間に係るものは特例保険料納付済期間とみなす。

2 次の各号に掲げる期間は、第三十一条及び附則第三条第一項第一号の規定の適用については保険料納付済期間等に、第四十五条第三項の規定の適用については同項各号に掲げる期間を合算した期間に、それぞれ算入する。

一 旧農業者年金法第五十六条第三項第三号から第七号までに掲げる期間(平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であった者にあつては、平成十三年農業者年金改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧農業者年金法第五十六条第三項第三号から第六号までに掲げる期間及び同項第七号に掲げる期間)

二 平成十三年農業者年金改正法附則第五条第二項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間

三 平成十三年農業者年金改正法附則第六条第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間

(旧保険料納付済期間等を有する者についての特例)

第八条 平成十三年改正前農業者年金法第二十三条第二項第三号に規定する保険料納付済期間等(平成十三年十二月三十一日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間等に算入するものとされた期間を含む。以下「旧保険料納付済期間等」という。)を有する者(昭和二十二年一月一日以前に生まれた者及び平成十三年農業者年金改正法附則第五条第二項の規定に

(特例付加年金の支給要件等に関する規定の技術的読替え)	
第八条 法附則第八条の規定が適用される場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同表の上欄に掲げる規定を適用する。	
第三十一条	合算した期間
第一項第一	合算した期間に 旧保険料納付済

(旧保険料納付済期間等の申出)

第三条 法附則第八条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 農業者年金被保険者証の記号番号

2 前項の申出は、第六十条又は附則第七条の申出と同時にしなければならない。

よる申出をした者を除く。)について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、その者の申出により、当該規定に規定する同表の下欄に掲げる期間に、旧保険料納付済期間等を算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条及び附則第三十一条第一号	保険料納付済期間等
第四十五条第三項	次に掲げる期間を合算した期間

(厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特例)

第九条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六号第一項第二号に掲げる事業所又は事務所(常時五人以上の従業員を使用する事務所を除く。)に使用される者に該当する旧農業者年金法による被保険者が当該事業所又は事務所に同項の規定が適用されるに至ったため旧農業者年金法による被保険者でなくなった場合において、その旧農業者年金法による被保険者でなくなった日の属する月からその者をこの法律による被保険者とみなして第十三条(第三号(国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったときに限る。))を除く。)の規定を適用したとすればその者がこの法律による被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所若しくは事務所に使用されなくなった日のいずれか早い日(基金の成立の日以後の日に限る。)の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に關し必要な技術的読替えは政令で定める。

第三十一条及び附則第三十一条第一号 保険料納付済期間等

第四十五条第三項	掲げる期間を合算した期間	期間等(附則第八号第一項に規定する旧保険料納付済期間等をいう。第四十五条第三項において同じ。)を加えた期間
----------	--------------	---

第九条 法附則第九号第一項の規定が適用される場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同表の上欄に掲げる規定を適用する。

第三十一条第一号	合算した期間	合算した期間に特例事業所期間(附則第九号第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入されることとなる期間をいう。第四十五条第三項において同じ。)を加えた期間
第四十五条第三項	掲げる期間を合算した期間	掲げる期間を合算した期間に特例事業所期間を加えた期間

(特例事業所期間の申出等)

第四条 法附則第九号第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六号第一項第二号に掲げる事業所又は事務所(常時五人以上の従業員を使用する事務所を除く。)に同項の規定が適用されるに至ったため旧農業者年金法による被保険者の資格を喪失した日(以下「特例事業所期間開始日」という。))及び特例事業所期間開始日以降においてその者を農業者年金の被保険者とみなして法第十三条(第三号(国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったときに限る。))を除く。)の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日(次項第二号において「被保険者資格喪失日」という。))又はその者が当該事業所若しくは事務所に使用されなくなった日のいずれか早い日(以下「特例事業所期間終了日」という。))
- 三 特例事業所期間開始日から特例事業所期間終了日の前日までの期間(次項第一号において「厚生年金保険期間」という。))においてその者が使用されていた事業所又は事務所の名称及び所在地

第四十五条第二項 次に掲げる期間を合算した期間

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、農業法人構成員期間及び特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。
 第十條 旧農業者年金法第五十六条第二項の規定による申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用するほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五条第二項ただし書	同条第一項第一号	附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）以下「旧農業者年金法」という。第五十六条第二項各号
第四十五条第二項ただし書	同条第一項第一号	旧農業者年金法第五十六条第二項第一号
第四十五条第二項ただし書	同条第一項第一号	次に掲げる期間のうちその者が該当することについて申出をした当該号以外の号
第四十五条第二項ただし書	同条第一項第一号	出をした者が第二号について

四 基礎年金番号
 五 農業者年金被保険者証の記号番号
 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 一 厚生年金保険期間においてその者を使用していたことについての事業主の証明書
 二 被保険者資格喪失日が特例事業所期間終了日である場合にあつては、法第十三条各号（第三号（国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったときに限る。）を除く。）のいずれかの規定に該当したかを明らかにすることができる書類
 三 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する申出をすることによつて特例付加年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、特例事業所期間終了日以後遅滞なくしなければならない。
 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する申出をすることによつて特例付加年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、特例事業所期間終了日以後遅滞なくしなければならない。

第六條 特例事業所期間（法附則第九条第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入されることとなる期間をいう。以下この条において同じ。）を算定する場合には、月によるものとし、特例事業所期間開始日の属する月から特例事業所期間終了日の属する月の前月までをこれに算入する。ただし、特例事業所期間開始日の属する月が旧農業者年金法による被保険者期間であるときは、その月は、特例事業所期間に算入しない。

第四十五条 第二項各号	この項	て申出をする 場合及び同項 第二号に該当 することにつ いて申出をし た者が第一号
第二項	旧農業者年金 法第五十六条	

第十一條 (保険料の額の経過的特例等)

平成十三年十二月三十一日において旧農業者年金法による被保険者又は短期被用者年金被保険者(平成十三年改正前農業者年金法第二十三条第一項第二号に規定する短期被用者年金被保険者をいう。)であつた者(昭和二十二年一月一日以前に生まれた者を除くものとし、次項において「被保険者等であつた者」と総称する。)は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月から平成十六年十二月までの被保険者期間について、第四十四条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

2 被保険者等であつた者が前項の規定による申出をした場合において、その者の第四十五条第三項各号に掲げる期間を合算した期間に附則第七条第二項第一号に掲げる期間及び旧保険料納付済期間等を加えた期間が二十年に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その者は、同項の政令で定める額を同項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

3 第一項の規定による申出をした者は、いつでも、将来に向かつてその申出を撤回することができる。

4 第一項の規定による申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用するほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十條 (保険料の経過的特例の額)

法附則第十一条第一項の政令で定める額は、一万六千円とする。ただし、三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分については、一万四千円とする。

第七條 (保険料の額の経過的特例の申出)

法附則第十一条第一項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。ただし、その者が農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法第二十三条第一項第二号に規定する短期被用者年金被保険者である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類を添えなければならぬ。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 農業者年金被保険者証の記号番号

第八條 (保険料の額の経過的特例の撤回の申出)

第七十九条の規定は、法附則第十一条第三項の規定による同条第一項の申出の撤回をする者について準用する。

第九條 (被保険者期間等の特例)

旧農業者年金法による被保険者期間(平成十四年一月以後のものに限る。)は、この省令の適用については、被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧農業者年金法第四十二条第一項に規定する特例保険料納付済期間(平成十三年農業者年金改正法附則第十五条第一項の規定により決定され、又は変更された保険料が納付された期間(旧農業者年金法第六十六条の規定により当該保険料が徴収された期間を含む。))を含む。)であつた期間に係るものは特例保険料納付済期間とみなす。

(年金給付及び死亡一時金の額の基準等に関する経過措置)

第十條 法附則第十一条第一項の規定による申出をした

第三十一条 第一項	という。	という。又 は納付された 保険料のうち 附則第十一条 第一項の規定 によりその額 が決定され、 若しくは変更 されたもの
第三十二条	(同項)	(同項又は附 則第十一条第 一項
第四十八条	第四十八条及 び附則第十四 条第一項	

第十二条 (短期被用者年金期間等に関する経過措置)
基金の成立の日前に旧農業者年金法による被
保険者であった者については、次の表の上欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄
に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用する
ほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替え
は、政令で定める。

(短期被用者年金期間等に関する規定の技術的読替
え)
第十一条 基金の成立の日前に法附則第二十一条の規定
による廃止前の農業者年金基金法(以下「旧農業者年
金法」という。)による被保険者であった者(次項に
規定する場合を除く。)についての法附則第十二条の
規定により読み替えられた法第四十五条第三項第三号
から第七号までの規定の適用については、これらの規
定中「農業者年金」とあるのは、「附則第二十一条の規
定による廃止前の農業者年金基金法(昭和四十五年
法律第七十八号)による被保険者又は農業者年金」と
する。
2 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法
律第三十四号)の施行の日前に旧農業者年金法による
被保険者であった者が、国民年金法等の一部を改正す
る法律の施行の日に国民年金法第七条第一項第二号に
該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった
場合についての法附則第十二条の規定により読み替え
られた法第四十五条第三項第四号から第六号までの規

者に対し特例付加年金の支給が行われる間、第十三条
中「及び法第四十八条」とあるのは「並びに法第四十
八条及び法附則第十四条第一項」と、第八十四条中
「同項」とあるのは「法附則第十四条第二項の規定に
より読み替えられた法第四十八条第二項」とする。
(農業を営む者でなくなったことの届出に関する経過
措置)
第十一条 法附則第十一条第一項の規定による申出をし
た者についての第二十七条第一項の規定の適用につい
ては、同項中「法第三十一条第一項」とあるのは、
「法附則第十一条第四項の規定により読み替えられた
法第三十一条第一項」とする。
第十二条 削除(令和三年九月省令第五十六号)

第十三条 (短期被用者年金期間等に関する規定の技術的読え) 基金の成立の日前に旧農業者年金法による被 保険者であった者については、次の表の上欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄 に掲げる字句と読み替えるものとする。	第六十三条第 一項第二号、 第六十六条第 一項第二号、 第六十九条第 一項第二号及 び第七十五条 第一項第二号	農業者年金	法附則第二十 一条の規定に よる廃止前の 農業者年金基 金法(昭和四 十五年法律第 七十八号。以 下「旧農業者 年金法」とい う。)による 被保険者又は 農業者年金
--	--	-------	---

第四十五條 第三項第三 号から第六 号まで	その同号に該 当しなくなつ た日（基金の 成立の日以後 の日に限 る。）の属す る月の前月	その同号に該 当しなくなつ た日（基金の 成立の日以後 の日に限 る。）の属す る月の前月
第四十五條 第三項第七 号	これらの規定の いずれにも該 当しなくなつ た日（基金の 成立の日以後 の日に限 る。）の属す る月	これらの規定 のいずれにも 該当しなくな つた日（基金 の成立の日以 後の日に限 る。）の属す る月

第十三条 (特定被用者年金期間に関する経過措置)

平成十三年改正前農業者年金法第二十二條第二項第六号に規定する特定被用者年金期間又は旧農業者年金法第五十六條第三項第六号に規定する特定被用者年金期間を有する者については、同号中「その合算した期間」とあるのは、「その合算した期間に農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下この号において「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第二十二條第二項第六号に規定する特定被用者年金期間及び附則第二十一條の規定による廃止前の農業者年金基金法（以下この号において「旧農業者年金法」という。）第五十六條第三項第六号に規定する特定被用者年金期間（平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であつた者にあつては、平成十三年農業者年金改正法附則第五條第一項の規定により読み替えられた同号に規定する特定被用者年金期間）を加えた期間」とする。

第十四条 (国庫補助等)
国庫は、第四十八條に規定する額を補助する

定の適用については、これらの規定中「農業者年金の」とあるのは「附則第二十一條の規定による廃止前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）による」と、「国民年金法第七條第二号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七條第二項第一号」と、「なくなつた後同号」とあるのは「なくなつた後国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法（以下「新国民年金法」という。）第七條第一項第二号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法第七條第一項第二号に掲げる者」と、「その同号に該当しなくなつた日（基金の成立の日以後の日に限る。）の属する月」とあるのは「その新国民年金法第七條第一項第二号に該当しなくなつた日（基金の成立の日以後の日に限る。）の属する月」とする。

第六十五條、 第六十八條、 第七十一條、 第七十四條及 び第七十七條	農業者年金	旧農業者年金 法による被保 険者期間又は 農業者年金
--	-------	-------------------------------------

ほか、平成十六年度までの間、毎年度、基金に対し、附則第十一条第一項の規定による申出をした者に支給する特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、当該申出をした者ごとの当該年度の特例保険料納付済期間（同条第四項の規定により読み替えられた第三十一条第一項に規定する特例保険料納付済期間をいう。）における納付下限額と特例保険料（附則第十一条第一項の規定によりその額が決定され、又は変更された保険料をいう。）の額との差額の合計額に相当する額を補助する。

2 附則第十一条第一項の規定による申出をした者に対し特例付加年金の支給が行われる間、第十九条中「及び第四十八条」とあるのは「並びに第四十八条及び附則第十四条第一項」と、第四十八条第二項中「特例保険料納付済期間」とあるのは「附則第十一条第四項の規定により読み替えられた第三十一条第一項に規定する特例保険料納付済期間」と、「この条」とあるのは「この条及び附則第十四条第一項」と、「及びその運用収入の額」とあるのは「並びにその運用収入の額」とする。

第十五条（国庫補助に関する経過措置）

当分の間、第四十八条第二項の規定の適用については、同項第二号中「除く。」とあるのは、「除く。」又は附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第五十六条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において第四十五条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの（前号に掲げる者に該当する者を除く。）とする。

第十六条（国庫負担）

国庫は、毎年度、附則第六条第一項第一号に規定する給付（以下「旧給付」という。）に要する費用の額に相当する額を負担する。

2 国庫は、前項の規定にかかわらず、毎年度、同項に規定する額から次条第二項の規定による基金の長期借入金に相当する額を減額することができる。

第十四条（市町村への業務の委託等に関する規定の読替え）
法附則第十六条第一項に規定する旧給付の支給が行われる間、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第八十五条	法	法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた法
-------	---	--------------------------

第八十九条	第八十八条	業務の
別記様式	、独立行政法人農業者年金基金法	業務の
したとき	法第六十四条第二項	業務の
したとき（この規程に	法附則第十九条第三項の規	業務（法附則
したとき（この規程に	法附則第十九条第三項の規	業務（法附則
したとき（この規程に	法附則第十九条第三項の規	業務（法附則
したとき（この規程に	法附則第十九条第三項の規	業務（法附則

第十七条 (長期借入金等)

農林水産大臣は、前条第一項の規定による国庫負担の額が当面増加し、その後においては減少して推移することが見込まれることにかんがみ、同項の規定による国庫負担の平準化を図るため必要があると認めるときは、基金に対し、旧給付に要する費用に充てるため、政令で定める条件に従って長期借入金をする

2 基金は、前項の規定による要請があつたときは、同項の政令で定める条件に従って長期借入金をすることが

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前項の規定による基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 基金が第二項の規定による長期借入金をする場合には、国庫は、前条の規定による額を負担するほか、同項の規定による基金の長期借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用の額に相当する額を負担する。

(区分経理に関する経過措置)

第十八条 基金は、次に掲げる経理については、それぞれ他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 附則第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)
- 二 附則第六条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

(主務大臣等)

第十九条 旧給付の支給が行われる間、基金に係る通則法における主務大臣は、第六十六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、農林水産大臣

(基金の長期借入金の条件)

第十二条 法附則第十七条第一項の政令で定める条件は、次のとおりとする。

- 一 利率が、市場金利の動向その他の事情を勘案して農林水産大臣が定める率以内であること。
- 二 償還期限が、五年以内であること。

(特例付加年金の額の算定方法に関する経過措置)

第十三条 法附則第十一条の規定による申出をした者についての第四条の規定の適用については、同条第一号中「第四十八条」とあるのは、「第四十八条及び附則第十四条第一項」とする。

(年金給付等準備金の額の算定方法に関する経過措置)

第十四条 平成十五年度における年金給付等準備金の額の算定に係る第八条第二項の規定の適用については、同項第一号中「その前事業年度の末日における年金給付等準備金」とあるのは「基金の成立の日における年金給付等準備金」とあるのは「基金の成立の日における年金給付等準備金(昭和四十五年法律第七十八号)第五十三条に規定する積立金」と、同項第二号中「及び法第四十八条」とあるのは「並びに法第四十八条及び附則第十四条第一項」とする。

2 平成十六年度における年金給付等準備金の額の算定に係る第八条第二項の規定の適用については、同項第二号中「及び法第四十八条」とあるのは、「並びに法第四十八条及び附則第十四条第一項」とする。

(短期被用者年金期間についての要件等に関する経過措置)

第十五条 旧農業者年金法による被保険者期間を有する者についての第二十条第一号及び第二十八条第一号の規定の適用については、第二十条第一号中「農業者年金の被保険者期間」とあるのは「法附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第二十八条第一号において「旧農業者年金法」という。)による被保険者期間及び農業者

立入検査に

立入検査(旧給付に関する事項に係るものを除く。)

二 第九条に規定する業務及び附則第六条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、農林水産大臣
三 附則第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣
2 旧給付の支給が行われる間、基金に係る通則法における主務省令は、第六十六条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項に関し、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。
3 旧給付の支給が行われる間、第十条第一項第三号及び第六十四条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「農林水産大臣（附則第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣）」とする。
4 旧給付の支給が行われる間、平成十三年農業者年金改正法附則第二十四条第二項の規定（同項の規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。

第二十条 削除（平成二六年六月法律六七号）

年金の被保険者期間を合算した期間」と、「単に「被保険者期間」とあるのは「合算期間」と、第二十八条第一号中「被保険者期間」とあるのは「合算期間」と、「特例保険料納付済期間（とあるのは「特例合算期間（旧農業者年金法第四十二条第一項に規定する特例保険料納付済期間及び）」と、「特例保険料納付済期間」とあるのは「特例保険料納付済期間を合算した期間」とする。
2 基金の成立の日前に旧農業者年金法による被保険者であった者についての第二十条第二号、第二十二條第一号、第二十三條第一号、第二十四條第一号及び第二十五條第一号の規定の適用については、これらの規定中「農業者年金」とあるのは、「法附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）による被保険者又は農業者年金」とする。
第十六条 法附則第十一条第一項の規定による申出をした者についての第二十八条の規定の適用については、同条第一号中「法第二十一条第一項」とあるのは、「法附則第十一条第四項の規定により読み替えられた法第三十一条第一項」とする。
（都道府県が処理する事務に関する規定の読替え）
第十七条 法附則第十六条第一項に規定する旧給付の支給が行われる間、第三十六条第一項第三号中「農林水産大臣の」とあるのは、「農林水産大臣（法附則第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣）」とする。
第十八条 次に掲げる政令は、廃止する。
一 農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）
二 農業者年金基金法による保険料の額の改定に関する政令（昭和六十二年政令第九十三号）
三 農業者年金基金法による保険料の額の改定に関する政令（平成三年政令第六十九号）
四 農業者年金基金法による保険料の額の改定に関する政令（平成八年政令第七十四号）
五 農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第二十一条第一項の条件を定める政令（平成十四年政令第四十六号）

第十五条（農業者年金基金法施行規則の廃止）
農業者年金基金法施行規則は、廃止する。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一五年六月一八日法律第八九号）
抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（平成一五年政令第三九九号で平成一五年九月一五日から施行）

附 則 （平成一六年五月二六日法律第五四号）
抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（平成一六年政令第二二〇号で平成一六年八月一日から施行）

附 則 （平成一六年六月一日法律第一〇四号）
抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一から三まで 略
- 四 第四条、第十一条、第十八条、第四十一条、第四十三条、第四十八条及び第五十条並びに附則第九条第二項、第十条、第十三条第五項、第十四条、第五十六条の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五条の規定 平成十八年七月一日
（平一七法二五・一部改正）

（罰則に關する経過措置）
第七十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律

の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
(施行の日) 平成一七年三月七日)

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百十号)の公布の日) 平成一六年六月二三日)

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百十号)の公布の日) 平成一六年六月二三日)

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一三〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 略

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日
(平一六法一・二六・平一六法一・二七・平一六法一・三五・一部改正)

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日(いずれか遅い日)
(この法律の公布の日及び国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日) 平成一六年六月二三日)

附 則 (平成一六年一二月二八日政令第四二九号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四号)
(施行期日) 抄

附 則 (平成一六年七月二九日農林水産省令第六二号) 抄

第一条 この省令は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年八月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日農林水産省令第一一〇号)

この省令は、信託業法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。ただし、第五条中独立行政法人農業者年金基金法施行規則第六十条第二項第一号イの改正規定は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（抄）（平成一七年四月一日法律第二五号）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月七日農林水産省令第一八号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（抄）（平成一七年四月一日政令第一一八号）

第二条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（抄）（平成一七年二月一六日政令第三四一

号）この政令は、平成十八年七月一日から施行する。

附則（抄）（平成一八年二月一日政令第一四号）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（抄）（平成一八年八月三〇日政令第二八六号）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（抄）（平成一九年八月三日政令第二三五号）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。
一から十二まで 略

十三 独立行政法人農業者年金基金法施行令第九条第一項第二号

附則（平成一八年六月三〇日農林水産省令第一六一号）
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日農林水産省令第二一号) 抄
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日農林水産省令第三二号)
この省令は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令の施行の日から施行する。
(施行の日〓平成二〇年四月三〇日)

附 則 (平成二一年五月一日法律第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(適用区分)
第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七條第一項(第四百十一條第一項において準用する場合を含む。)及び附則第十七條の十四(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百十一号。以下「厚生年金特例法」という。))第二條第八項、第五條第八項若しくは第八條第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二條第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)、国民年金法第九十七條第一項(第三百四十四條の二第一項において準用する場合を含む。))及び附則第九條の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十條の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第四百四十四條の十三第三項及び附則第三十四條の二、私立学校教職員共済法第三十條第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二條第一項において準用する厚生年金保険

法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第五十七条第四項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二、健康保険法第八十一条第一項及び附則第九條、船員保険法第三十三条第一項及び附則第十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の掛金（厚生年金保険法第四十条第一項の規定による徴収金を含む。）、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び厚生年金特例法第八条第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第四百四十四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年六月二十四日法律第五七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二十一年政令第二八四号で平成二十一年一月一日から施行)

一 附則第四十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十二年三月三十一日法律第一五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第二条の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の改正規定を除く。)並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定

附 則 (平成二十一年一月一日政令第二八五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。

(独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 この政令の施行前に改正法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第二十七条第一項の規定による農業委員会の指導を受けた者についての特例付加年金の支給停止については、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法施行令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年八月二十八日農林水産省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年一月一日農林水産省令第六四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。

(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く。)、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(平成二十二年政令第二〇五号で平成二十二年一〇月一日から施行)

第十三条 (罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六二号)

抄

第一条 (施行期日)
この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二・三 略

四 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第百条の四第一項、第百条の十第一項第二十九号、第百三十九条及び第百四十条の改正規定、同法附則第四百二、第四百三の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三條第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国

附 則 (平成二十三年七月二九日農林水産省令第四七号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。

家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条第一項及び第百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十條の二の改正規定並びに同法附則第二十八條の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八條第三項の改正規定（「附則第七條第一項」を「附則第九條第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八條第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次條第一項並びに附則第四条から第七條まで、第九條から第十二條まで、第十八條から第二十條まで、第二十二條から第三十四條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十七條から第五十條まで、第六十一條、第六十四條から第六十六條まで及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
（平成二五年政令第一三六号で平成二六年四月一日から施行）
（平二四法九八・平二八法八四・平二八法一一四・一部改正）

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条 前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條の規定は、第四号施行日以後に同條第一項に規定する年金給付に係る受給権者が死亡した場合について適用する。

2 第四号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八條第二項に規定する年金給付の受給権を有する者又は農業者年金基

金法の一部を改正する法律附則第十一条第一項に規定する旧経営移讓年金受給権者若しくは旧農業者老齡年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第二項又は第十一条第一項の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第三十七条の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條の規定を準用する。

3 第四号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）附則第十四条第一項の旧経営移讓年金受給権者又は旧農業者老齡年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法第三十七条の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條の規定を準用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年一月二六日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二六日法律第六三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三百三十九条、第三百四十三条、第四百六条及び第五百三十三条の規定公布の日

(罰則に関する経過措置)

第二百五十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月一三日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一六日政令第九号) 抄

1 この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二六年三月二八日政令第九五号) 抄

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二六年四月一日)から施行する。

(独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正に

附 則 (平成二六年二月二八日農林水産省令第一五号) 抄

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二六年三月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号)抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一日法律第六四号)抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成二六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十七条の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第九条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第十七条の規定 平成二七年一月一日

(延滞金の割合の特例等に関する経過措置)

第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金(第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一 四略

第五條 (伴う経過措置)

第五條 施行日前に改正法第二条の規定による改正前の農地法第三十条第三項の規定による農業委員会の指導を受けた者についての特例付加年金の支給停止については、第九条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法施行令第五条第二号二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年四月一日農林水産省令第二九号)抄
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

五 第六条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法附則第三条の二 独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法

律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則

(平成二十七年一月三〇日政令第三〇号)

附 則 (平成二十七年九月四日法律第六三号)

抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十条、第九十九条並びに第一百五十五条の規定(公布の日(以下「公布日」という。))

(罰則に関する経過措置)

第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年九月一八日法律第七〇号)

抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十七条の規定(公布の日)
二 第三条及び第四条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)(公布の日から起算して二十日を経過し

抄

第一条 (施行期日) この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)(の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二七日農林水産省令第一八号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

た日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年一月二九日政令第二七号)

抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 改正法附則第十二条に規定する存続都道府県中央会に対する第二十八条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法施行令(次項において「新独法農業者年金基金法施行令」という。)第二十一条の規定の適用については、同条第一号中「及び農事組合法人」とあるのは、「、農事組合法人及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律六三号)附則第十二条に規定する存続都道府県中央会」とする。

2 新独法農業者年金基金法施行令第二十一条の規定は、施行日以後の農林漁業団体役員期間(独立行政法人農業者年金基金法第四十五条第三項第四号に規定する農林漁業団体役員期間をいう。以下この項において同じ。)の算定について適用し、施行日前の農林漁業団体役員期間等の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年一月二九日農林水産省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二五日農林水産省令第十七号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年八月二八日農林水産省令第五五号)

この省令は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律

附 則 (平成二八年一月二四日法律第八四号)抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二六日法律第一一四号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)抄
(施行期日)
この法律は、民法改正法の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月二五日政令第二六四号)抄

(平成三十年法律第六十八号)の施行の日(平成三十年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年二月一六日農林水産省令第九号)
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月九日農林水産省令第一三号)
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二一日農林水産省令第四二号)抄
(施行期日)
1 この省令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成二九年七月二十四日)から施行する。

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二三号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年十一月九日政令第三一一号) 抄
1 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十一月十六日)から施行する。

附 則 (平成三〇年八月二八日農林水産省令第五五号) 抄
この省令は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八号)の施行の日(平成三十年九月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一月一六日農林水産省令第七三号) 抄
この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十一月十六日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一日農林水産省令第二八号) 抄
この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和元年十一月一日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条から第八条まで及び第十条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
附 則 (令和二年二月二一日農林水産省令第八三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三二日法律第八号) 抄
第一条 (施行期日) この法律は、令和二年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千万円」を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十一条、第四百四十四条並びに第四百四十九条の規定

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 第二十條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二條の規定、第二十四條中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の項の改正規定を除く。）、同法附則第三十八條第二項の表の改正規定、同法第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項の改正規定を除く。）、同法附則第四

附 則（令和三年八月六日政令第二二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年九月二四日農林水産省令第五七号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年五月一日から施行する。

十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定（「当分の間」の下に「第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定（「当分の間」の下に「第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六条、第二十九条から第三十三条まで及び第八十九条から第九十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 第二十六条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十条、第二十二条、第二十八条、第二十八条の二及び第三十一条の規定は、施行日の前日において六十五歳に達していない者に係る独立行政法人農業者年金基金法による年金である給付について適用し、同日において六十五歳に達している者に係る同法による年金である給付については、なお従前の例による。

第三十五条 施行日前にされた第二十六条の規定による改正前の独立行政法人農業者年金基金法第二十二條第二項の規定による請求であつて、この法律の施行の際、当該請求に基づく裁定がされていないものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（受給権の保護の例外に関する経過措置）

第八十条 この法律の施行の際現に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加

算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

2 附則第三十六条第一項、第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 附則第五十五条の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第二百二十二条の規定により附則第六十九条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項及び第六十五条第一項に規定する年金たる給付に限る。）を受ける権利については、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和三年六月二五日政令第一八五号）
この政令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年二月二一日政令第三八六号）
この政令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和三年九月二四日農林水産省令第五六号）
この省令は、令和四年一月一日から施行する。

別記様式（第88条関係）
別記様式〔省略〕